

## 大元方「家有帳」

—

「家有帳」は宝永七（一七一〇）年から安永三（一七七四）年（三井家大元方の成立から安永持分け一件まで）にわたって、大元方が所有していたすべての不動産（家屋敷と新田）の沽券状記載事項の要点と、大元方で付けた評価額を記してある帳簿である。

ところで大元方の「金銀出入寄」は大元方の総勘定元帳といつた性格の帳簿で（『三井事業史資料篇一』解題八一三頁）、毎期作成される「金銀出入寄」の各勘定の期末残高が大元方勘定目録に転記されている。しかし安永三（一七七四）年までの大元方の勘定帳簿の体系に限っていえば、「金銀出入寄」には不動産は記帳されていない。大元方勘定目録の不動産の数字は、「家有帳」における評価額の現在高が転記されている。これを大元方勘定目録の構成に

## 今井典子

即していえば、大元方勘定目録は、(1)預り方・貸し方、(2)入方・払方、(3)元建指引の三つの部分から成っており、(1)は貸借対照表に、(2)は損益計算書に相当し、(3)は資本金の増減と三井各家への配分計算を示している（前掲書、大元方の決算帳簿の史料と解題参照）。「金銀出入寄」は大元方勘定目録の(1)・(2)に対応している。不動産は(3)に計上されており、その数字は「家有帳」から転記されているのである。「家有帳」は安永三（一七七四）年までの大元方の勘定帳簿の体系の中で、「金銀出入寄」とならば位置にもあるといえる。

従って「家有帳」は大元方の不動産の台帳であると共に、元帳を兼ねた性格の帳簿であって、大元方の土地所有の内容を具体的に知る上には勿論、不動産をめぐる同苗や手代たちの関係や、また大元方の帳簿の体系を研究する上でも重要な史料である。

なお本稿で使用する史料は、特に断わらないかぎり三井文庫所蔵資料である。また本稿では三井各家の呼称は『三井事業史資料篇一』に従って使用した。各家の説明は同書の解題を参照された。

## 二

「家有帳」は六〇年以上も書き継いで使われ、またこの一冊で台帳と元帳とを兼ねているために、構成が一見複雑である。まず最初に全体の構成の説明をしておく。「家有帳」をはじめから順番に見ていくと、目次は別として、(A)江戸有家并沽券状写、(B)京伊勢有家之代付、(C)大坂有家之代付、(D)式番之口京有家沽券状之写、(E)式番之口大坂有家沽券状之写、(F)諸国入組、(G)京有家并沽券状之写、(H)大坂有家并沽券状之写、(I)伊勢、の九つの部分に区別できる。(D)・(E)はそれぞれ(G)・(H)の書き継ぎの紙がなくなっただけで冊子の余白に設けられたもので、「家有帳」は(A)・(B)・(C)・(F)・(G)・(H)・(I)の七口座から成っているのである。

次に大元方勘定目録と「家有帳」の関係をみながら七口座の性格を考えてみよう。大元方勘定目録では不動産は宝永七(一七二〇)年から安永三(一七七四)年までは、末尾の「元建指引」の部分に計上され、江戸有家何ヶ所、大坂有家何ヶ所、京伊勢居宅并京店々下屋敷何ヶ所(正徳四年春以降)、河州新田(享保一八年秋以降)の、それぞれの価額が記されている。「家有帳」の(A)では江戸の家屋敷を「一か所ごと」に通し番号をつけて記帳し、移動があると合計現

在高を算出して何年春(又は秋)「勘定二入」としているが、その数字が大元方勘定目録の江戸有家の数字と一致している。(A)は江戸の家屋敷の「一か所ごと」の台帳であると共に、合計現在高をも算定しており、元帳を兼ねているのである。

「家有帳」の(B)は大坂の家屋敷について江戸とはほぼ同様に記帳し、また現在高の合計も出しており、その数字が大元方勘定目録の大坂有家の数字と一致している。しかし江戸とは異って享保一二(一七二七)年から口座(C)が設けられ、享保一二年秋の時点で現有家屋敷の評価額を改めている。以後は移動があるごとに台帳である(B)へ記帳すると共に(C)へ転記し、(C)で現在高の合計を修正した上で大元方勘定目録へ計上することになる。享保一二年秋から台帳(B)と元帳(C)に分離することになったわけである。

「家有帳」の(F)・(G)・(I)は京都、松坂その他の家屋敷について江戸・大坂とはほぼ同様に記帳してある。大元方勘定目録では京伊勢居宅并京店々下屋敷の計上は正徳四(一七二四)年春からはじまるが、その時の数字は(F)・(G)・(I)の家屋敷の「一か所ごと」(京都の居宅は二筆以上あっても「一か所」と数えている)に、「直打銀何貫目正徳四年正月惣勘定ノ時」という注記が施されているものの合計に一致する。その後享保一二年までの間、(F)・(G)・(I)では家屋敷の増減が記されても、江戸・大坂とは異ってその都度合計の現在高を記帳してはいないが、大元方勘定目録における数字の動きとは照応している。享保一二(一七二七)年から大坂と同様に口座(B)が設けられ、(G)・(I)の現有家屋敷が新たな評価額を付けら

## 大元方「家有帳」(今井)

れて(B)に転記されている。(D)の家屋敷はこれ以前に譲渡によって消滅している。以後京・伊勢の家屋敷の移動は、台帳(C)・(I)へ転記された上で元帳(B)へ転記されて、大元方勘定目録へ計上されることになるのである。

「家有帳」の七口座の性格を大元方勘定目録との関係を通して検討してきたが、それをふまえてさらに書出しの体裁や筆跡をも合わせてみると、宝永七(一七二〇)年正月(表紙では六年二月)に「家有帳」が最初に作成されたときには、(A)・(G)・(H)の三口座から成っていたと推定される。(D)・(I)はその後に、大元方勘定目録との関連からみて恐らく正徳四(一七二四)年正月に、書きはじめられたものと思われる。

「家有帳」の(A)・(G)・(H)は「沽券状之写」となっているが、(A)と(G)の家屋敷の沽券状を第1表と第2表に掲げたので参照されたい。(D)・(I)の家屋敷の沽券状は三井文庫に現存していない。第1表の沽券状のうち、追七〇二・七〇九番の沽券状および紛失状は、幕府の御為替御用や上野御貸付金の家賃のために差出してあったのが、明治二(一八六九)年に東京府常務局から返還された五九通を主とするもので、全部正文である。旧幕府引継書中の史料を典とするものは、それぞれの町で作成した沽券状の控綴の内に残されていたもので、八〇七箇の沽券帖類の中にある。他に三井文庫所蔵の写し二点を加えると、江戸の家屋敷の沽券状は、江戸期に処分したものでや拝領屋敷の分以外は、すべて揃うことになる。

第1表・第2表から、「家有帳」の記載と沽券状とはおおむね一致していることがわかる。一致しないものについてその理由を究明することはその家屋敷の性格や入事情などを明らかにすることにつながるであろうが、ここでは「家有帳」には台帳として沽券状の要点を記してあることを確認するにとどめておく。

「家有帳」と大元方勘定目録および沽券状との関係をこれまでみてきたが、次に「家有帳」の内部で台帳と元帳との関係がどのようになっているかをみておきたい。江戸の家屋敷は口座(A)が台帳と元帳とを兼ねているが、そこでの評価額は沽券高そのままである。例外は享保三年の新金銀通用令に伴う切り下げで、享保四(一七一九)年春に1番から49番まで四三か所(六か所は売却済)を一律五〇パーセントに切り下げ、次いで同六(一七二二)年春にはそれを修正して1番から47番を一律七五パーセントに、48・49番を五〇パーセントに切り下げている。その後入手した分はまた沽券高そのままを評価額としている。安永三(一七七四)年におこったいわゆる持分けに際して江戸の家屋敷は、改めて評価し直した上で分割される。安永持分けについては後に若干触れるが、「家有帳」には分割の結果が簡単に注記されているにすぎない。持分けによって「家有帳」の役割りも終焉したのである。

大坂の家屋敷は台帳(D)と元帳(C)に記帳されている。(D)では最初は沽券高そのままを加算しているが、享保四(一七一九)年に金は五〇パーセント、銀は二五パーセントに切り下げをしている。大元方勘定目録との照合によって、その後享保六(一七二二)年に再

度一律の修正をしていること、享保九(一七二四)年呉服店買足しの家屋敷は台帳通りの評価額であること、またその家屋敷は銀額は計上されているが、一か所として数えられていないことがわかる。これらの点について(II)では不明確であり、元帳としては不備であるといえる。享保一二(一七二七)年の元帳(C)口座の開始に際して、現有家屋敷が評価し直されたことは前に述べたが、その後は延享元(一七四四)年玉水町家屋敷に二〇目の差のある一例を除けば、すべて(II)の額の通り(C)に転記されている。京町堀四町目築地面は額は算入されているが、一か所とは数えられていない。安永持分けのとき大坂の家屋敷も評価し直された上で分割されるが、その点は後に述べる。

京・伊勢の家屋敷については前述のように(II)・(G)・(I)の三口座があり、享保一二(一七二七)年以後は元帳としての役割りは(II)に集中されるのであるが、記帳の仕方には江戸・大坂と比べると多くの違いがある。台帳としてみれば(II)・(G)は(A)・(II)と基本的に違いないが、(I)は最初の三項はただ所在のみであり、四項目の山田下中江店も表口・裏行を記すにすぎない。元帳としてみれば、正徳四(一七二四)年正月に(II)・(G)・(I)のすべての家屋敷に評価額を付与したこと、またその評価額が沽券高と全く無関係で、そのほとんどが沽券高と比べると非常に高額であることは特異である。(II)・(G)・(I)においては家屋敷の合計現在高が記されておらず、享保一二年までは大元方勘定目録への計上の仕方は、新金銀引きかえに伴う一律切下げの問題もからんで、推測を重ねてもな

お不明瞭な部分が残らざるをえない。享保一二年秋に口座(II)が作られ、京・伊勢の現有家屋敷は評価し直される。その後は(G)は台帳通り、(I)は銀に換算して、(II)に転記されている。ただし、江戸・大坂と違う点として、京都には(G)に記帳されながら(II)に転記されない家屋敷があることが注目される。それらは居宅の隣屋敷または地尻である。それらは大元方勘定目録に計上されないのだから、同苗の私的財産とみるべきものであろう。なお大坂にもあったが、価額は記帳されても一か所とは数えられない場所もある。以上に指摘しような京・伊勢の家屋敷の記帳上の特異性は根本的には三井家におけるこれらの家屋敷のもつ歴史的機能的特性に由来するものであり、またその特性を解明する手がかりともなるものである。

河州新田は菱屋岩之助差入れの質地在享保一七(一七三二)年九月に質流れになったもので、同一六(一七三二)年九月に質地証文を銀三〇〇貫目に書きかえた(『新田流込証文』統一九六五/一)その額のまま「家有帳」の(II)に記帳されている。大元方勘定目録では家屋敷とは別の一項目として銀三〇〇貫目で計上されている。

「家有帳」の(A)・(II)の宝永七(一七二〇)年記帳分には宿賃と家守名が載っている。宝永七年春秋の大元方勘定目録にある宿賃取立高と「家有帳」の宿賃とを比べてみると、大坂の方は銀六〇〇目替で計算すれば一致するが、江戸の場合は「家有帳」に出ている数字の方がずっと大きく、一致しない。「家有帳」の数字の典拠は今のところ未詳である。

三

さて「家有帳」では家屋敷の「か所ごと」に名前が記されている。第1表・第2表の沽券状と照合してみれば、原則として沽券状の名宛人と一致していることがわかる。名前人が沽券状の名宛人すなわち家持としての通常の権利義務をいかに履行したか、同苗・手代をふくめた三井家内部で家屋敷の名儀はいかなる意味をもってたのかについてはここで立ち入る余裕はない。しかし名前人は誰かということと、「家有帳」への名前変更の記入の仕方についてはここでとりあげておきたい。

江戸の家屋敷の名前人の変更を知るためには、沽券状の継書の他に次のような史料がある。享保一九（一七三四）年四月「江戸表願書之写」（別一七四三／六）の中にある家屋敷は、幕府の御為替御用引受けのための家賃に差入れてある三六か所だけであるが、江戸の家屋敷四六か所の大半に当たる。元文二（一七三七）年九月「江戸抱屋敷代金附」（本二二〇八と宝曆四（一七五四）年二月「江戸抱屋敷御名前間敷沽券附」（統一五四七／三）は、それぞれの時点ですべての家屋敷を書き上げてある。以下ではこれらの史料は番号のみ注記する場合があることをお断りしておきたい。

「家有帳」の(A)に記帳されている江戸の名前人で変更の書き込みのないものは、途中売却・譲渡された分を除いても四九例にのぼる。それらは右にあげた史料によって、安永以前には名前の変更のないことが確認できる。また変更のあったものも、ほとんど

は一度変わってその後変化していない。

「家有帳」の(A)で名前人の変更の書き込みのあるのが一九例ある。4・7・25・28・30・31・33番は、享保二（一七二七）年四月に八郎右衛門（北家三代高房、初元之助、宝永六年一〇月三郎助、享保元年八月八郎右衛門）から三郎助（新町家二代高方）へ譲られたことが、沽券状の継書によって確認できる。27・38・40・46番は享保一九（一七三四）年以前に三郎助へ譲られている（別一七四三／六）。これらのうち4・7番は沽券状名宛人が八郎左衛門、八郎兵衛であるが、いずれも北家二代高平であって、「家有帳」へは長子の元之助（高房）の名で記帳されているのである。46番は沽券状名宛人が三郎助（高房）で継書も三郎助宛であるが、「家有帳」へは元之助（高方）名前で記帳されて、後に三郎助に改められている。8番は「家有帳」では八郎次郎から治郎右衛門に変わったことになっているが、沽券状名宛人は八郎兵衛（高平）で、その奥に、享保一八（一七三三）年一二月付の名主・五人組から次郎右衛門（南家二代高博）に宛てた証文（八郎次郎からの譲替手続の終了を確認する旨）が貼り継がれている。宝永七（一七一〇）年以前に高平から八郎次郎（南家初代高久）へ譲られて「家有帳」に記帳され、その後高博（次郎右衛門）へ譲られたのである。24番は元禄一一（一六九八）年に幕府の御納戸御用をつとめる呉服師の一人として八郎右衛門（高平）名で受けたいわゆる拝領屋敷である。御納戸御用は高平の後高久（八郎次郎）に譲られたので、拝領屋敷も高久へ、次いでその子高博（享保二年四月次郎右衛門、寛保二年九月八郎次郎、

宝暦三年二月八郎兵衛へ譲られたものらしく、「家有帳」の名前の変更もそれを示しているものと思われる。37番は享保一九二七三四年には八郎右衛門名前である(別一七四三/六)。これは元之助(高房、沽券状名宛人)が、三郎助、八郎右衛門と改称してもそのまま持ち続けたものとみてよい。42番は享保一九年以前に三郎助に変わり(別一七四三/六)、43番は元文二(一七三七)年以前に遠山仲兵衛に変わっている(本二二〇八)。44番は沽券状裏書によれば、享保二(一七二七)年四月に宗印(新町家初代高治、享保元年八月まで八郎右衛門)から三郎助(高方)へ譲られている。48番は「家有帳」によれば八助(小野田家初代孝俊)が持っていたものを享保五(一七二〇)年宗竺(高平)が買って記帳したということである。元文二年にも八助名前であり(本二二〇八)、宝暦四(一七五四)年には元之助名前になっている(統一五四七/三)から、小野田家二代孝紀(享保六年七月八助、元文三年二月元之助)に譲られたものであろう。沽券状名宛人の益田玄春は孝俊の実父である。57番については、宝暦四年に三木五兵衛から三井三郎助に宛てた沽券状があるから、「家有帳」の名前の変更はこの時のことである。これ以前元文四(一七三九年)から「家有帳」には記帳されているが、この家屋敷は「浅井文右衛門内証ニ而調置」いたもので、寛保元(一七四一)年二月の元方寄合で代金を大元方が出すことにしている(「寄合帳」二番、別二六五四)。三木五兵衛が名前になっている事情は不詳である。69番は沽券状名宛人は日野屋喜兵衛(家原家初代政俊)であるが、「家有帳」へは清蔵(二代政總)名前で記帳している。

三井家では通称は各家の家系に伝わるのではなく、また一人が一代に何度か改称することが多い。すなわち江戸の家屋敷は血縁や擬制の親子間の相続によるのではなく、通称に付属して譲り伝えられるのが原則であったといえる。

江戸の家屋敷の名前人の、次郎右衛門・元之助・三郎助は、御金蔵銀御為替をはじめとする幕府の御為替御用の引受人である。八郎兵衛は初期における御為替御用と御納戸御用の引受人であり、八郎右衛門は本店の店名前である。脇田藤右衛門は江戸本店、遠山仲兵衛は江戸両替店、松野治郎兵衛は京西替店、岩堀嘉右衛門は江戸向店の、支配・名代クラスの手代である。

大坂の家屋敷の名前人の変更は、「家有帳」には書き込みがごく少ない。「家方要用留」(別三四四/四)によれば安永三(一七七四年)以前だけでも第3表に示したような変更があり、変更の仕方も「家有帳」への書き込みの仕方も江戸とはちがっていることがわかる。この表でみると名前が比較的分らないのは、高麗橋壱丁目南側と本町の本店のあるところが、最初もしくは早くから八郎右衛門(本店の店名前)名前であるものだけである。また特定の家系との結びつきもあまり顕著ではない。なお越後屋久右衛門は大坂本店名代福田久右衛門である。

京都の家屋敷を記帳した口座(3)では、宝永七(一七二〇)年に記帳をはじめた時、同苗の居宅、下屋敷、店の順に記帳し、居宅・下屋敷で買入年次の異なる二筆以上の家屋敷があれば、それらは一緒にまとめられている。筆跡からみて宝永七年の記帳は寺内通北猪

## 大元方「家有帳」（今井）

熊（上之店）のところまでで、その次の、後に手代に譲渡した六か所は、恐らく口座①・①と同様、多分正徳四（一七一四）年正月に記帳されたものと思われる。その後は大元方が入手した順に記帳してある。

最初の同苗の居宅からみていこう。宗笠居屋敷は北家の居宅のことである。名前の八郎兵衛は北家二代高平（宗笠）であり、理兵衛・儀右衛門・太郎右衛門は不詳である。この居宅の表には御用所（のち勘定場）があり、その中に大元方会所があった。庄之助居屋敷は中立売（伊皿子）家の居宅である。名前の八郎右衛門は伊皿子家初代高富、甚右衛門は不詳である。この居宅の中立売通に面した表には享保初年まで中立売店があったといわれている。八郎右衛門居屋敷は新町家の居宅である。名前の宗寿は北家初代高利三郎助は新町家初代高治である。この家屋敷の新町通に面した部分が京両替店の店舗である。宗利居屋敷は竹屋町（室町）家の居宅である。名前の万之助は室町家二代高遠である。この居宅の表の方に京綿店（享保一四年閉店）があったといわれている。八郎次郎居屋敷は南家の居宅のことである。名前の八郎次郎は南家初代高久である。少し後れて享保二（一七二七）年四月に買入れた治郎右衛門居屋敷は出水（小石川）家の居宅である。名前の治郎右衛門は小石川家初代高春である。享保一九（一七三四）年二月買入の元之助居宅については、享保一九年当時の元之助は鳥居坂家二代高豊で、この人は小野田家二代孝紀の実兄である。この家屋敷は後に孝紀の居宅となり、小野田家の通称小川家はこの地に由来し

ている。名前の日野屋治兵衛は家原家初代政俊である。元文元（一七三六）年一月に記帳されている家原治兵衛居宅というのは、享保一五（一七三〇）年同苗の列に加えられた家原家のごとで、沽券状を見ると家原家に古くから伝わった家屋敷である。このような同苗の居宅の主要な部分以外の買足し屋敷の名前には同苗以外の者もはいつているが、同苗の場合は一例外を除いてすべてその居宅の家系の当主か隠居である。その一例とは享保一七（一七三二）年新町六角の買足しの名前人が三郎助（小石川家二代高剛）となっている例であるが、この人は新町家の出身で、また三郎助は京両替店の店名前入である。

京都の家屋敷の名前人には、手代、台所役人、家守などがなっている例がかなりある。役職のわかるものを次にあげておこう。智恩院町下屋敷宝永二（一七〇五）年の小鷹権兵衛は家守である。木屋町下屋敷元禄九（一六九六）年の孫右衛門は、改め越後屋善吉が家守であるので、孫右衛門も家守であろう。二条油小路享保元（一七一六）年の儀右衛門は北家台所役人らしい。同所享保五（一七二〇）年の越後屋万次郎は大元方後見の細田万次郎で、この人は享保一四（一七二九）、一五（一七三〇）、一八（一七三三）年の高台寺門前下河原町・鷺尾町の名前人にもなっている。なお下河原町下屋敷の名前人は、後に越後屋金右衛門、さらに越後屋仁右衛門に改まっているが、それぞれ、共に大元方役人の藤井金右衛門と熊谷仁右衛門である。享保五（一七二〇）年の室町竹屋町と衣棚玉屋町の糸店買足し屋敷の名前人中村金介は糸店名代である。大宮糸屋

町屋敷享保一二(一七二七)年の越後や弥七は上之店名代の田宮弥七である。二条油小路享保一八(一七三三)年の越後屋敷右衛門は北家の台所役人らしい。同所同年の越後屋敷右衛門は大元方後見の森田儀右衛門である。この人は二条矢幡町寛保二(一七四二)年の名前にもなっている。新町六角享保一七(一七三三)年の越後屋市兵衛は京両替店支配の五十川市兵衛である。西洞院竹屋町寛保二年の越後屋市郎右衛門は間之町店後見の川辺市郎右衛門であり、改め越後屋長右衛門は大元方後見の魚住長右衛門である。二条油小路宝曆一〇(一七六〇)年の川勝忠右衛門は大元方役人退役者である。西洞院讚州寺町宝曆一三(一七六三)年の松野次郎兵衛は京両替店の名代である。名前である手代や家守から名前預り証文をとることは大元方の「寄会帳」にみえ、証文も若干残っている。

京都の家屋敷の名前人の変更については「家有帳」の書き込みはごく少ない。江戸・大坂にあるような家屋敷を一覧できる書き上げの類はなく、また町宛に差出した譲状の控も安永以前のはあまり残っていない。家屋敷は江戸や大坂とはちがって各家で相続された可能性が強いが、その点を現存史料によって確認することはあまり容易ではないことを付け加えておく。

#### 四

「家有帳」は六〇年以上にわたって大元方の不動産の台帳兼元帳であり、安永持分け一件で不動産の評価も所属も変ってしまっ

たためにその役割りを終えることになったものであるから、不動産に関する色々の変更事項も書き込まれており、また照合の付箋や貼紙が付けられたりもしている。それらは大元方の不動産に関する個々の史料となるものであり、また「家有帳」の使われ方に関わるものでもあるので、複刻に当ってはそれらを生かすことにした。書き込みや付箋のうち、ここでその性格を説明しておく必要のあるものとして、(1)宝曆四(一七五四)年二月「江戸抱屋鋪御名前間数沽券附」(統一五四七/三)との照合、(2)安永持分けの際の所屬の変更、(3)安永三(一七七四)年一月「惣同苗取為証文」(統一六四二/一)およびそれとセットになる「伊勢方本証文」(統二六〇八/一六)との照合、がある。

(1)は口座(A)に江戸書拔云々という付箋・貼紙のついているものである。この史料は江戸両替店が作成して京都の大元方に送ったもので、大元方の江戸の家屋敷を名前人ごとのグループに分け、家屋敷のいか所ごとに、所在、表・裏行の間数、沽券高、入手年月と前所有者、家守、名主、家賃差入の御為替の種類を書き上げである。この史料を作成した目的やその材料となった書類については不詳であるが、大元方ではこの史料を「家有帳」と照合して双方に貼紙や付箋をつけて、異同の確認や数字の集計などを書き込んでいる。なお宝曆四(一七五四)年九月には大坂の家屋敷についても書上げが作成されている(「大坂有家之扣」統一八四八/一)。

因みに大元方の江戸の家屋敷の管理は享保八(一七三三)年四月に大元方の「家方」役の廃止に伴って江戸両替店に移された。享



保一二（二七二）年四月に家屋敷を元方直請八か所と両替店請三五か所に分けることになった。管理はどちらも江戸両替店が行なうのであるが、前者は宿賃から入用を差引いた純益を、後者は宿賃のうちの定額を、江戸両替店が大元方に納めるのである。この他24番坂本町拝領屋敷は江戸両替店が管理し、純益を江戸本店を通して勘定場に納めていた。享保一二年四月当時には50番まで四四か所の家屋敷があり（六か所は売却済）、元方直請八か所とは1・2・18・22・23・32・44・46番で、これらと24番以外が両替店請三五か所である。八か所と三五か所はどちらもその後増加し、また相互に若干の入れ替えもあって、安永三（一七七四）年までには元方直請二六か所、両替店請四〇か所となっていた（主として「永要録」一番、本一〇六、『三井事業史資料篇一』所収史料24による）。

(2)、(3)は安永持分け一件に関するもので、あわせて説明する。安永三年の持分けに際して、京・伊勢の家屋敷は一括して大元方に残されたが、評価額も変更されなかったが、江戸・大坂の家屋敷は評価し直されて分割された。安永三年八月に持分け問題が現実が発生してから、一〇月に「惣同苗取為替証文」「伊勢方本証文」の作成によって家産の分割の仕方が原則的に確定するまでにはいくつの変遷があり、その後も部分的な変更はあった。その経過をここでたどることはできないので、『三井事業史資料篇一』の安永持分一件の項の史料と解題などを参照されたい。

江戸の家屋敷は「惣同苗取為替証文」の段階では、合計六八か所中六四か所を、大元方、両替店（伊皿子家、室町家、南家、小石

川家）、伊勢方（松坂家、鳥居坂家、小野田家）に分割した。両替店請四〇か所は一括して両替店に、元方直請二六か所のうち八か所が両替店に、一二か所が伊勢方に所属することになった。また54番は西洞院（新町家三代高弥、親分）に所属して、高弥の歿後安永八（一七七九）年春大元方持になった。64番は大元方と伊勢方の間で所属の決定がおくれ、安永六（一七七七）年春以降大元方持に固まった。

「家宥帳」の口座(A)の江戸の家屋敷で安永三（一七七四）年に存在了した六八か所のうち、一つ書きの左側に注記のないのが四〇か所ある。そのうち24番は坂本町拝領屋敷、67番は益田助右衛門（親戚）から入ったもので、いわゆる「益田印」として区別されているものである。それ以外の三八か所に57・73番を加えたのが、いわゆる両替店請四〇か所である。「元方」の注記があるものは、持分け以前のいわゆる元方直請の意味で、持分け後の大元方持、両替店持、伊勢方持の別を、「〇」「・」「いせ方」によって示している。個々には第1表の注記を参照されたい。また2・18・32・60・62・65・70番についている付箋は「惣同苗取為替証文」の両替店持との照合を示している。

大坂の家屋敷は持分けのとき、大元方、両替店、伊勢方に分割された。尼崎町屋敷だけは本店系の長井伝蔵（高隠）に所属し、安永七（一七七八）年売却するまで大元方勘定目録に計上されていた。「惣同苗取為替証文」の段階で両替店持は、高麗橋三丁目・平野町・江戸堀廻町・同浜屋敷・斎藤町・梶木町・河州新田であ

る。伊勢方持は、高麗橋壱丁目北側・玉水町・京町堀四丁目・同  
浜屋敷(築地面)・備後町である。大元方持は高麗橋壱丁目南側  
(本店のある場所)、持分けに際して三か所と数え方をかえてい  
る)である。新鞆町は安永六年春に大元方持になっている。「家  
有帳」の大坂の家屋敷に付いている付箋は、「惣同苗取為替証  
文」、「伊勢方本証文」の両替店持、伊勢方持と照合しているもの  
である。

持分けに際して江戸・大坂の家屋敷の評価額は、概括的にいえ  
ば次のように改められた。江戸の両替店請四〇か所は、「売券高」  
の合計を銀六〇目替にした三、三九三貫九〇〇目と評価されてい  
る。持分け以前のような享保の新金銀通用令の前後で区別するや  
り方や、全く新しい直段を付けることはしていない。江戸の二六  
か所は一か所ごとに「踏直段」をつけている。大坂の家屋敷も一  
か所ごとに「踏直段」をつけているが、高麗橋壱丁目南側・同北  
側・江戸堀・尼崎町以外は「家有帳」の沽券高のままである。こ  
のとき付けられた評価額は寛政九年の店々の「一致」のときの資  
産の計算においても踏襲された。

「家有帳」の京と大坂の口座には安永三(一七七四)年以後の家  
屋敷の移動に関する書き込みや貼紙記載が若干ある。「金銀出入  
寄」や大元方勘定目録と照合してみると、京・伊勢の家屋敷の天  
明二(一七八二)年までの移動は「家有帳」に一応記録があること  
がわかる。しかし台帳に記帳した上で元帳へ転記し、そこで現在  
高を修正するという記帳の定型はくずれている。京と大坂で文政、

天保期の記事が二、三あるが、不動産の移動の一部しか記録され  
ていない。「家有帳」は安永三年の持分けで本来の役割りを終え  
たのである。

なお、大元方勘定目録では不動産は安永四(一七七五)年以降  
「貸方」に計上されるようになった。「金銀出入寄」でも「貸方」  
に不動産が計上されており、安永三(一七七四)年以前とちがって、  
「金銀出入寄」だけで大元方の総勘定元帳としての性格をもつよ  
うになったのである。

## 五

さて「家有帳」に載っているのは、安永以前の大元方の家屋敷  
と新田である。三井家所有の不動産としてはこの他に両替店の店  
持抱屋敷をふくめて考えなければならない。両替店の店持抱屋敷  
は基本的には両替店の家賃貸の抵当が流れこんだものと考えら  
れ、そのうちのごく一部は大元方持に切り替えられることはあっ  
たが、大部分は両替店がやがて処分するまで一定期間店持になっ  
ていたものである。店持抱屋敷の所有の状況は家賃貸金融や家屋  
敷の売買状況の動向などとも関連する大きな問題であるのでここ  
で立ち入ることはせず、おおよその見当をつけるための数字を第  
4表に示しておく。安永以前は史料が少ないので、史料の揃いは  
じめる天明期の数字をも加えておいた。京両替店の店持抱屋敷は  
江戸にあり、江戸・大坂両替店のはそれぞれ江戸・大坂にある。

「家有帳」は家屋敷の管理のためのきわめて重要な帳簿である

大元方「家有帳」（今井）

第4表 両替店の店持抱屋敷

京両替店	安永元年秋 天明7年秋	ヶ所 — 3	— 2,150両	勘定目録 続4891 目録留 本1763
江戸両替店	宝暦6年秋 明和3年春	— 2	— 2,745両 21匁	勘定目録（紙背文書） “
	天明7年秋	13	18,381両2歩 58匁15	江戸店目録留 本1778
	享保13年秋 宝暦13年秋 天明7年秋	2 1 10	77,650目 72,000目 794,700目	目録帳 本1748 “ 本1751 大福帳 続 893

注）宝暦6年、明和3年の江戸両替店勘定目録については、本号史料紹介「三井江戸両替店史料補遺」参照。

が、その他にも様々な目的に応じて家屋敷を書上げた史料が作られている。その種類は大きく分けて、家屋敷の時価（踏直段）を調べたもの、宿賃や利廻りを調べたもの、御為替家賃目録、絵図などである。それらのうちのいくつかは本稿ですでに引用しているが、それらをふくめて安永以前に作成された分について最後にまとめておくことにする。

〈江戸〉

1 「此度店々江申渡寛」（三井文庫収蔵北三井家資料、北七、『三井事業史資料篇一』所収史料8）の「家方」の項では、宝永三（一七〇六）年九月当時存在した江戸の家屋敷四四か所の一か所ごとについて、沽券高、相場、管理上の心得などをあげ、その後にか方役人と家守すべてへの詳細な申渡しを載せている。

2 「家屋敷坪付宿賃付」（統一五四七／二）は家屋敷三九か所の一か所ごとに、名前、家守、名主、所在、表と裏の間数、坪数、用地（表、裏、土蔵、空地など）ごとの面積と坪当りの宿賃、一か月と一か年の宿賃、一か年入目、純益、利廻りをあげている。この史料に出ている三九か所とは、「家有帳」の一番から45番までの三八か所（売払分六か所と24番坂本町拝領屋敷を除く）と48番本町三町目家屋敷で、48番は「家有帳」への記帳は享保五（一七二〇）年であるが、沽券状継書によれば同苗小野田八助が、宝永七年に実父から譲り受けていたものである。この史料の作成年代は「午六月」となっているが、これは載っている家屋敷などから正徳三（一七一三）年と推定される。この年五月に、宝永五（一七

〇八)年頃から中絶していた御為替御用が再開され、六月には家質高を改めている(「御用留抜書」本二〇五、『三井事業史資料篇一』所収史料34)。この史料もそのための資料の一つとして作成されたものと思われる。

3 享保九(一七二四)年三月「所々家沽券附并当前之売券直段付」(統一五四七/一)は、江戸のすべての家屋敷四四か所の一か所ごとに、売券直段、その新金直段、「当前売券小間ニ付」何両、および家屋敷全体での新金価格を示している。売券の新金直段は元禄金以前の買入分もふくめて一律二分の一にしている。大元方は享保三年の新金銀通用令に伴って享保四(一七二九)年春に家屋敷の評価額を幕府の換算率に従って、金建は二分の一、銀建は四分の一に切り下げ、その後享保六(一七二二)年春に金建は享保三(一七一八)年以前の四分の三への切り下げに修正し、銀建も切り下げ率を緩和したと推定される。「家有帳」や大元方勘定目録では一律の評価換えだけを行ないながら、一方でこの史料にみられるように、改鑄の影響をふくめた時価の一斉調査をしていることがわかる。

4 享保一一(一七二六)年一〇月「御為替家質目録」(別一七四三/二一)

5 享保一一(一七二六)年一月「御為替家質目録」(別一七四三/二一)

6 享保一二(一七二七年)八月「御為替家質目録」(別一七四三/四)

7 「定式不時二条大津御為替家質書上扣」(別一七四三/五)

享保一一(一七二六)年に幕府の御為替御用引受けのための家質差出し手続きが変更されたことに伴って、一一、一二年に家質を全部改めて差出した。当時の御為替御用の種類は、大坂御金蔵銀を送金する「大坂」あるいは「定式」と通称されるもの、不定期に命じられる「不時」あるいは「臨時」と通称されるもの、二条・大津蔵米払代銀を送金する「二条大津」と通称されるものがあり、延享二(一七四五)年からは「御門主様」あるいは「上野」と通称される上野御貸付金のための家質もある。

4・5・6共、御為替御用引受人三人から御金奉行四人へ宛てた家質目録の写しである。4は四か所、5は一二か所の家屋敷の1か所ごとに、所在、表・裏行の間数、代金、家質高、名前、名主を書き上げてあり、御為替の種類は書かれていないが、共に「大坂」の家質である。6は一〇か所について4・5と同様に記載してある。内九か所は「不時」、一か所は「大坂」の家質である。7は4・5・6のような文書の様式をとらない、家屋敷を書き上げただけのもので、年代の記載もない。家屋敷一六か所、九か所、一一か所計三六か所の一か所ごとに、4・5・6とはほぼ同様の事柄を記載してある。他の史料と比べてみると、一六か所と、九か所のうち一か所が「定式」、八か所が「不時」、一一か所が「二条大津」である。享保一一、一二(一七二六、一七二七)年に差入れた家質はすべて載っているが、後出9の享保一九(一七三四)年の史料よりは古い。享保二二年頃作成されたものと推測される。

8 「抱屋鋪絵図」(統一五四六)は、江戸の抱屋敷四六か所の絵

## 大元方「家有帳」(今井)

図(平面図)で、軸物二本一組である。一本には駿河町北側拾間口以下二四か所、もう一本には小船町式丁目六間三寸口以下二二か所が載っている。各巻首に目次のように所在と表口間数が書かれている他には記事はないが、収められている家屋敷の所在と数は享保二二(一七二七)年から同一四(一七二九)年当時のものである。享保二二年には前述のように家質改めや、また元方直請と両替店請の区別の開始などがあり、そのための関係資料の整備の一つとして作成されたものと思われる。

9 享保一九(一七三四)年四月「江戸表願書之写」(別一七四三ノ六)は、御為替御用引受人三人と同苗二人の連名で御金奉行四人に宛てた、同苗間の名前の譲替えに際しては家質証文の書替えをしないで済ませたいという願いの聞届けられた謝意を表し、家質に関する事柄を順守する旨の証文の写しであるが、その中には、「定式」一七か所、「不時」八か所、「二条大津」一一か所の家質家屋敷の二か所ごとに、所在、表・裏行の間数、家質高、名前が記されている。

10 元文二(一七三七)年九月「江戸抱屋敷代金附」(本二〇八)は、家屋敷四七か所の二か所ごとに、所在、表・裏行の間数、入手年月と前所有者、代金、名前を書き上げ、朱書で凡そ文金何両という注記をしてある。ここに出ている四七か所は「家有帳」の53番までの四六か所と56番で、56番は「家有帳」への記帳は元文三(一七三八)年二月であるが、この史料によれば元文元(一七三三)年六月には家質流込みが済んでいたらしく、ここに加えられる

ているのである。元文改鑄の際には「家有帳」や大元方勘定目録では家屋敷の評価換えはしていないが、別個に時価を一斉調査していることがわかる。

11 「御為替家質扣」(統一〇五ノ)は、「大坂」の家質一七か所と、寛保元(一七四二)年、延享元(一七四四)年の増家質および「不時」の家質八か所について、一か所ごとに所在、間数、家質高等を示し、他に「大坂」の元文四(一七三九)年増家質高、「二条大津」の家質一一か所の家質高をあげている。年号はなく「子七月」とあるが、収められている家屋敷からみて延享元年と推定される。延享元年三月に「大坂」の増家質を差出した際に大坂三井組が作成し保存した史料であろう。

12 「江戸抱屋鋪明細書」(三井文庫収蔵永坂町三井家資料、鳥七二)は、家屋敷六四か所の二か所ごとに、名前、表・裏の坪当り宿賃、所在、表・裏行の間数、沽券高、名主、家守、家質に差出されているものはその種類と家質高、を書き上げてある。収められている六四か所は、「家有帳」の1番から74番の内、処分済の七か所と69・70・71番を除いたものである。貼紙による訂正や書き込み、筆跡などからみて、最初は寛保元(一七四二)年頃に五六か所の書き上げが作られ、その後宝暦二(一七五二)年頃まで順次追加、訂正されていったものと推定される。この史料が鳥居坂(永坂町)家に伝わったことについては、小野田家二代孝紀(鳥居坂家初代高古四男)が元之助名前前で御為替御用を勤めた(元文三年・宝暦三年)ことが関係しているのではないかと思われる。

年月日	売主	名宛人	備考
{天和 3. 5. 14	六左衛門	三井治郎右衛門	}向店 元
" " "	孫三郎	三井次郎右衛門	
元禄 6. 6. 27	伊藤平右衛門	"	中店(本店, 向店) 両
			正徳2年売払
{貞享 4. 10. 2	井関次郎左衛門	三井八郎左衛門	} 40
{元禄 4. 2. 19	横田凉運	三井八郎兵衛	
			正徳2年売払
元禄 3. 12. 2	森太郎右衛門	三井八郎兵衛	40
" 4. 2. 25	おかい代源右衛門	"	"
" 4. 閏8. 14	海老屋長左衛門	"	"
" 5. 4. 29	鳥山助十郎	三井治郎右衛門	"
" 5. 5. 28	三井三郎左衛門	三井次郎右衛門	"
" 5. 5. 28	"	"	"
" 5. 10. 11	小谷四郎兵衛	"	"
" 5. 12. 3	高石七郎右衛門	"	旧幕府引継書807/65
" 5. 12. 14	伏見屋次郎右衛門	"	"
" 6. 4. 6	竹川彦兵衛	"	元禄14. 6. 26付紛失状
" 6. 6. 19	松村彦九郎	"	旧幕府引継書807/132
" 7. 2. 2	二文字や理兵衛	越後屋藤右衛門	"
" 7. 6. 13	江嶋屋用蔵	三井治郎右衛門	両替店 両
			正徳元年売払
元禄 9. 12. 8	太田市祐	三井治郎右衛門	} 40
" 10. 10. 26	和泉屋新右衛門	(三井宗利)	
			旧幕府引継書807/110
			享保5. 6. 27付紛失状
			元文元年譲渡
元禄11. 2. 21	人見正竹	三井治郎右衛門	本店 元
			勘
元禄13. 12. 4	三河屋五郎兵衛	三井元之助	40
" 14. 2. 20	伊勢屋嘉右衛門	三井三郎助	"
" 14. 4. 16	伊勢屋理右衛門	三井元之助	"
" 14. 11. 6	鷺九右衛門	"	"
" 14. 11. 17	増田善兵衛	三井治郎右衛門	"
" 16. 2. 19	甚左衛門	三井元之助	"
" 16. 6. 4	奥住平七郎	"	"
" 17. 正. 24	寺田庄三郎	三井次郎右衛門	一部向店 両
宝永元. 6. 19	竹屋七右衛門	三井元之助	40
" 元. 7. 21	長嶋屋左次兵衛	三井治郎右衛門	"
			正徳2年売払
宝永元. 7. 21	長嶋屋左次兵衛	三井治郎右衛門	"
" 元. 10. 5	那波十右衛門	三井元之助	"
" 元. 11. 24	藤方吉右衛門	"	享保11. 5. 13付紛失状

大元方「家有帳」(今井)

第1表 江戸の家屋敷の沽券状

	出典	所 在	表 口	直 段
1	追 702/1	{駿河町南側 駿河町南かわ東之角	<sup>間 尺</sup> 3-7 4間 1 小間	<sup>両</sup> 400 630
2	追 706/3	西紺屋町道寿屋鋪	13	2, 300
3		小網町壺丁目南側		
4	{追 703/1 追 703/2	本白銀町貳丁目南輪東角 本銀町貳丁目南側	15 5	2, 200 500
5		神田佐柄木町		
6	追 706/1	南伝馬町貳丁目東輪北角	5-3	1, 100
7	追 703/4	本銀町三丁目南ヶ輪東横町 木戸際	5	530
8	追 707/1	神田立大工町西側北角	4-3	625
9	追 704/1	下舟町貳丁目	6	1, 700
10	追 703/8	本石町三丁目南側東角	10	1, 600
11	追 704/3	瀬戸物町並伊勢町分北側	12	2, 500
12	追 706/2	五郎兵衛町北輪	6-3	1, 100
13	沽 券 帳	尾張町貳丁目東側	8-3	1, 100
14	追 704/4	本材木町四丁目北角	10	2, 000
15	追 704/7	大伝馬町壺丁目南側西角	5	2, 600
16	沽券状之写	八官町東側	9	1, 100
17	追 703/7	本銀町四丁目	5	550
18	追 702/2	駿河町北側	7-3	1, 730
19		本舟八軒町		
20	売券証文留	守山町北側西角	10	1, 500
21	追 705/2	通壺町目東側南角	10	3, 600
22		小名木川通猿江村		
23	追 702/3	駿河町北側東木戸際	10	{本湊町7間5尺口} {金 850両}
24		坂本町壺丁目東角		
25	追 703/5	本銀町三丁目東角	10	2, 400
26	追 707/4	橋本町壺丁目南側	9	500
27	追 707/3	神田須田町貳丁目東側	6-3	1, 000
28	追 704/6	本小田原町貳丁目北側東角	5-3	900
29	追 707/5	神田連雀町東側	4-1	500
30	追 704/8	靈岸嶋長崎町貳丁目西側	6-3	300
31	追 709/1	浜松町壺丁目東側南角	12-3	1, 250
32	追 702/9	室町貳丁目西側	5	1, 200
33	追 704/9	大伝馬塩町東角	7-3	1, 800
34	追 704/10	北新堀町	10	1, 200
35		小網町三丁目		
36	追 708/1	深川北川町	14-1	600
37	追 704/11	本船町壺丁目	8-5	5, 000
38	追 705/3	日本橋南貳丁目西側	10	2, 300

年 月 日	売 主	名 宛 人	備 考	
宝永 3. 2. 27	松井因幡	三井元之助	正徳元年売払	40
寛保 3. 閏4.	泉屋三右衛門	三井三郎助	宝永7年売払	元
天明 2. 12. 9	忠兵衛	三井元之助	振替入屋敷, 向店	40
宝永 7. 2. 23	中川三郎兵衛	越後屋八郎右衛門	本店	伊
" 6. 7. 16	三文字屋与左衛門	三井治郎右衛門		40
正徳 4. 6. 25	松屋加兵衛	三井三郎助	老丁目店(続1546)	元
" 5. 6. 19	藤井治郎兵衛	"		40
寛文 5. 3. 13	田中弥次郎右衛門	益田玄春		"
享保 4. 12.	永井半弥	三井三郎助		"
" 7. 4. 25	三宅太郎兵衛	三井元之助	糸店, 向店	伊
" 12. 7. 28	六兵衛	三井三郎助	一部両替店	40
" 10. 7. 29	三浦屋庄左衛門	三井治郎右衛門		"
" 14. 5. 7	弥兵衛	三井元之助		"
元文 3. 10.	安左衛門	松野治郎兵衛	写, 芝口店	西
天明 3. 3. 7	嘉右衛門	元之助		40
元文 3. 12. 15	伊勢屋清吉	三井八郎右衛門	本店	伊
宝暦 4. 6. 27	三木五兵衛	三井三郎助		40
元文 5. 11. 27	安左衛門	三井八郎右衛門		伊
寛保 2. 10.	平松十右衛門	長井伝蔵	旧幕府引継書807/65	両
天明 3. 3. 7	忠兵衛	三井元之助		"
寛保元. 6. 10	鼠屋藤助	遠山仲兵衛	旧幕府引継書807/74	伊
" 元. 8. 21	藤左衛門	三井元之助		両
" 元. 8. 29	藤右衛門	三井三郎助		40
天明 3. 3. 7	嘉右衛門	元之助		
寛保 3. 9. 21	相模屋忠左衛門	三井八郎兵衛		両
延享 2. 2. 21	佐渡屋やつ	三井八郎右衛門	本店	伊
" 2. 8	益田助右衛門	三井次郎右衛門		益
寛延 3. 5. 25	綿屋作兵衛	三井元之助		伊
宝暦 4. 閏2.	伊勢屋庄兵衛	日野屋喜兵衛	写	"
享保16. 10. 29	仁兵衛	三井治郎右衛門		両
延享 2. 7.	福田屋市郎兵衛	三井次郎右衛門		伊
寛延 2. 4. 5	伝兵衛	"		"
" 4. 8. 21	野間屋甚四郎	"		40
宝暦 2. 2. 21	十左衛門	"		伊
明和 4. 12. 11	杉浦平右衛門	松野次郎兵衛		"

伊勢方持, 勘 勘定場持, 西 西洞院持, 益 「益田印」, 典拠は本文中にあげた他に「江戸抱屋歌持



大元方「家有帳」（今井）

第1表つづき

	出典	所 在	表 口	直 段
39		本石町四丁目新道	間 尺	
40	追 706/5	南榎町壺丁目河岸西角	15—4	3,000
41		南八丁堀三丁目		
42	追 702/6	駿河町南側	5	800
43	追 707/7	神田黒門町南側	12—3	400
44	追 702/10	室町三丁目西側南角	6	2,550
45	追 705/1	高砂町南側河岸之角	20	1,500
46	追 703/10	本町壺町目北側	6	2,000
47	追 703/6	本銀町三丁目	5	400
48	追 703/11	本町三町目南かわ	5	760
49	追 707/6	神田三河町四町目東側	7	500
50	追 702/11	室町貳町目西側北角	7—3	1,400
51	追 702/4	駿河町南側	7—3	750
52	追 704/2	小舟町貳丁目	2—5	400
53	追 708/2	深川北河町	4	95
54	続1645/13	芝口壺町目西側北角	15	文金 3,250
55	追 705/9	樽砦町北側	8	900
56	追 702/5	駿河町北側	5	900
57	追 702/13	室町貳町目東側	6	1,350
58	追 705/4	箱崎町	28—6	12,000
59	沽 券 帳	尾張町貳丁目西側	6—3	1,100
60	追 706/9	常盤町壺丁目北側東角	6	1,000
61	沽券証文控	西紺屋町壺丁目	6	500
62	追 705/6	新和泉町北側	33—3	5,000
63	追 703/3	本銀町貳町目南側	5	500
64	追 705/10	樽砦町北側	3—4	450
65	追 705/7	青物町南側	15	3,800
66	追 702/12	室町三町目西側	4—3	2,700
67	追 703/12	本町四丁目南側	5	1,100
68	追 702/7	駿河町北側	6	1,420
69	本1588/4	本石町四町目北側	4	700
70	追 706/7	北紺屋町中通り	5	300
71	追 706/6	南鍛冶町壺丁目北側	4	450
72	追 708/3	深川佐賀町中之橋	13—3	3,000
73	追 705/8	南茅場町表通東角	15	3,900
74	追 707/2	神田堅大工町東側	4	270
75	追 709/2	芝口壺町目西側	4—5	800

注 1) 左端の番号は「家有帳」の番号である。

2) 表口は京間表示で寸以下は切り捨て、田舎間表示は斜字体で示した。

3) 備考欄の店舗名は（江戸抱屋敷絵図）文化4年 追697による。

右端は持分けの際の所屬を示す。元 大元方持、両 両替店持、40 両替店請40ヶ所、伊分覚」安永7年3月 本1482/11 などを参照した。

年 月 日	売 主	名 宛 人	備 考
元禄 4. 11. 25	銀 座	三井八郎兵衛	振替証文 続1967/2
"	太郎兵衛	越後や八郎兵衛	
元禄 8. 8. 29	{半右衛門} {善右衛門}	越後屋理兵衛	
宝永元. 11. 17	喜左衛門後家ふう	越後屋儀右衛門	
元禄 9. 9. 晦	三宅次郎右衛門	三井八郎右衛門	
" 10. 10. 28	"	"	
宝永 4. 9. 2	松田道寿後家宗照	越後屋基右衛門	
貞享 3. 9. 2	松屋庄兵衛	三井宗寿	
宝永 6. 6. 21	升屋三右衛門	越後屋平助	
宝永元. 8. 29	篠屋又左衛門	三井三郎助	
"	若狭屋次郎兵衛	"	
" 元. 12. 27	神原永堅	三井万之助	
"	"	"	
" 5. 8. 11	池田屋湖春	越後屋八郎次郎	
" 5. 12. 23	白銀屋彦兵衛	"	
"	大和屋とよ	"	
" 6. 4. 2	竹屋作兵衛	"	
元禄13. 12. 23	進 自 得	三井三郎助	
" 14. 7. 8	玉屋九郎左衛門	"	
宝永 2. 2. 19	伊勢屋喜右衛門	和泉屋権兵衛	
元禄17. 3. 29	井筒屋十右衛門	越後屋八郎右衛門	
正徳元. 6. 11	丸屋作兵衛	越後屋惣助	
" 元. 6. 29	久野重左衛門	越後屋八郎右衛門	
"	香具屋市兵衛	"	

大元方「家有帳」（今井）

第2表 京の家屋敷の沽券状

出典	所	在	表口	軒役	直段
続 1629/2	油小路通二条下ル町西側		<sup>間</sup> 1-1		13,000 <sup>匁</sup>
" /4	"		2		2,000
	"				
続 1629/13	二条通矢幡町南かわ		{2-3} {2-3}		5,800
" /14	矢幡町南側		2-3		700
	油小路二条下ル町西側				
続 1529/3-1	(記載ナシ)		12余		20,000
" /3-2	中立売西洞院北東角		5		3,600
" /3-4	西洞院通中立売上ル叢州寺町東側		5-1	1	5,000
殊 205	(記載ナシ)		8-2		11,000
続 1625/1-1	新町通六角町西側		6-1	2	250兩
	六角通新町西江入南側				
続 1967/1	六角通西六角町南側		3-3	2	5,000
"	"		1-3	1	1,900
続 1523/3-2	油小路通大文字町西側		4-5	1	12,300
" /3-1	東堀川七町目		2-3	1	22,700
続 1534/1-1	油小路通二条下ル町西側		3	1	22,000
" /1-3	"		3	1	2,300
" /1-2	油小路二条下ル町西側		3	1	3,800
" /1-5	"		3	1	2,300
続 1524/9	稻荷町(八軒)		計29間		4,000.36
続 1525/2-1	智恩院門前東古町		11		8,000
" /2-6	"		5		3,800
	稻荷町				
	東古町酒屋地尻				
	樵木町通三条上ル上大坂町				
	御室御門前				
	室町通冷泉町東側				
続 1529/1-1	室町通冷泉町西側		8-4	4	350兩
" /1-2	"		3	1	40兩
" /2-1	衣棚通立大恩寺南半町東側		3	1	7,000
" /2-2	"		3	1	7,000

年月日	売主	名宛人	備考
正徳 4. 5. 9	大文字屋次郎兵衛	越後屋三郎助	御用所南方買足し
" 5. 6. 22	藤屋小兵衛	"	北家居宅買足し
享保元. 8. 29	鎗屋喜左衛門	越後屋儀右衛門	"
" 2. 4. 14	綿屋作兵衛	三井次郎右衛門	
" 5. 正. 16	日野屋庄兵衛	三井治郎右衛門	出水家居宅買足し
" 5. 12. 3	妙 清	越後屋万次郎	北家居宅買足し
" 6. 4. 3	緒本吉左衛門	三井八郎右衛門	
享保 9. 6. 20	那波屋十右衛門	三井八郎右衛門	
" 5. 12. 5	三文字屋嘉兵衛	越後屋金助	}糸店買足し
"	三文字屋加兵衛	"	
享保12. 7.	日野屋長左衛門	日野屋治兵衛	
享保15. 2. 9	越後屋幸助	越後屋治郎右衛門	南家居宅買足し
享保 9. 10. 晦	香具屋市兵衛	越後屋八郎右衛門	本店買足し
" 7. 10. 7	金星勝右衛門	"	"
享保16. 7. 23	年寄鍵屋道慶	越後屋弥兵衛	新町家居宅買足し
享保19. 2. 5	松屋宗吉	日野屋治兵衛	

大元方「家有帳」(今井)

第2表つづき

出典	所 在	表 口	軒 役	直 段
	室町通竹屋町上ル	間 尺		芨
	寺内通北猪熊			
	二条通室町東江入北側			
	室町薬師町東側			
	室町薬師町西側			
	六角通柳馬場東へ入北側			
	東六条上珠数屋町角屋敷			
	河原町蛸薬師下ル東側			
続 1629/10	油小路通二条下ル町西側	2	1	3,000
“ /12	堀川通二条下ル町東側	3	1	6,500
“ /15	二条通矢幡町南側	2—3	1	1,800
続 1543/2-7	油小路通大黒屋町西側	9—3	1	56,000
“ /2-8	“	3—7	1	1,250
続 1629/11	油小路通二条下ル町西側	2—3	1	1,100
新 816/4	西洞院通池須町東側	8—2	4	26,000
	六角通西六角町南側			
新 816/8	西洞院通池須町東側	4	2	5,000
続 1499/1-3	室町通竹屋町上ル町西側	4	2	3,200
“ /1-6	衣棚通玉屋町東側	4—5	2	2,300
	大宮通芝大宮町西側北角			
	上立売通大宮西へ入硯屋町南側			
続 1582/2-2	{ 間之町通二条下ル西側	12—5		} 35,000
	{ 東洞院二条下ル東側	6—5		
	高台寺門前下河原町			
続 1534/1-10	堀川通二条下ル町地尻			1,000
	高台寺門前下河原町			
続 1529/2-4	衣棚通堅大恩寺町南半町東側	4—1	1	7,000
“ /2-3	“	7—5	3	13,000
	二条通油小路西入ル町南側			
	高台寺北門前鷺尾町北側西角			
	二条通油小路西入ル町			
続 1967/3-1	六角通西六角町南側	3—3	1	4,600
続 1530/2-1	中立売通小川南東角屋敷	11—2	3	8,000

年 月 日	売 主	名 宛 人	備 考
元和 7. 2. 晦	次右衛門	家原次兵衛	
万治 2.10.22	玄 節	家原立哲	
寛文 6. 9.25	笹や長兵衛	家原自仙	
享保17. 正. 12	年寄藤屋長兵衛	三井三郎助	新町家居宅買足し
"	"	越後屋市兵衛	"
寛保 2.12.24	松永昌助	越後や八郎次郎	南家居宅買足し
" 2. 6.24	吉野屋伊右衛門	越後屋儀右衛門	北家居宅買足し
享保19.12.21	北脇市兵衛	越後屋勘助	中立売家居宅買足し
享保 7. 6. 3	日野屋三郎助	三井宗八	出水家居宅買足し
寛延 3.11.25	里村紹甫	三井次郎右衛門	"
" 4. 4.21	近江屋六兵衛	"	"
" 4. 6. 1	笹屋善兵衛	"	"
宝暦 2.12.27	総屋吉左衛門	三井八郎次郎	南家居宅買足し
" 4. 6. 1	松永昌輔	三井八郎兵衛	"
" 4.12.26	吉野屋与兵衛	"	"
宝暦10. 5. 8	日野屋五兵衛	越後屋忠右衛門	

大元方「家有帳」（今井）

第2表つづき

出典	所 在	表 口	軒役	直 段
続 1543/1-3	西洞院通田中町西かわ	間 3		1,350 <small>方</small>
“ /1-5	“	7		10,000 <small>丁銀</small>
“ /1-6	“	3		5,000
続1967/4-1-1	新町通六角町西側	3-5	1	10,000
“ /4-1-2	“	3-1	1	5,000
続 1534/11	堀川通二条下ル町地尻			3,000
	西洞院竹屋町上ル田中町西側			
続 1629/16	二条通矢幡町南側	3-4	1	10,000
続 1529/3-5	西洞院讃州寺町東側	10-1	2	6,000
続 1543/2-10	油小路通大黒屋町西側	5-3	2	3,000 <small>新銀</small>
“ /3-1	下長者町通油小路西へ入紹巴町南側	4-1	1	5,000
“ /3-4	“ 地尻			3,000
“ /2-11	油小路通出水上ル大黒屋町西側地尻			2,500
続 1534/1-13	堀川通二条下ル土橋町	4-4	1	7,000
“ /1-19	堀川通二条下ル土橋丁	2	1	3,000
“ /1-17	油小路通二条下ル丁西側地尻			150両
	小川二条上ル槌屋町西側			
続 1629/17	二条通矢幡町南側	2-8	1	2,500
	西洞院讃州院寺町東側			
	“			
	新町二条下ル町西側			
	東堀川通竹屋町上ル七町目			
	高台寺門下河原町東側			

注 1) 配列は「家有帳」の「京有家并沽券状之写」に従った。

2) ここにあげた沽券状はすべて正文である。

3) 表口は寸以下は切り捨て。

八郎右衛門高美(北四)	延享 5. 6.	八郎右衛門高弥(新三)
八郎右衛門高美	延享 5. 6.	八郎右衛門高弥
八郎右衛門高美	延享 5. 6.	八郎右衛門高弥
元文 4. 8. 改八郎兵衛(伊二)		改元八(伊二)
安永 2. 正. 助八高董(小四)		
改崇清(北三)	寛延元. 11.	八郎右衛門高弥
元文 4. 8. 改八郎兵衛		改元八
安永 2. 正. 助 八(小四高董)		
後久左衛門	宝曆 3. 8.	弟久右衛門
後丹藏	明和 8. 2.	元之助(新四高典)
明和 5. 9. 改金藏(新四)	明和 6. 8.	改元之助
宝曆 4. 9. 大和屋清藏(家二政熙)		
宝曆 6. 7. 改勘右衛門	安永元. 12.	助八高董
安永 3. 2. 悻文兵衛改喜平次名前直持	安永 3. 6.	次郎右衛門高業(南四)
改崇清	寛延元. 11.	八郎右衛門高弥
改崇清	寛延元. 11.	八郎右衛門高弥
改崇清	寛延元. 11.	八郎右衛門高弥
改家原喜兵衛	宝曆 4. 9.	家原清藏
寛延元. 11. 八郎右衛門高弥	明和 7. 正.	改八郎兵衛

に年次の記入のないものである。  
 家, 家 家原家 数字は代数



大元方「家有帳」(今井)

第3表 大坂の家屋敷の名前人の変遷

高麗橋老丁目南側 表口6間半3尺	元禄 3. 8. 7 次郎右衛門(室初高伴)
高麗橋老丁目南側 表口2間5尺	明和 7. 正. 八郎右衛門高登(伊三)
高麗橋老丁目南側 表口2間半1尺 舟橋屋 <sup>ハ</sup> 求	元禄 8. 3. 18 次郎右衛門
高麗橋老丁目南側 表口6間1尺 大塚屋 <sup>ハ</sup> 買	明和 7. 正. 八郎右衛門高登
本鞆町 表口2間	享保 9. 11. 15 八郎右衛門高房(北三)
高麗橋老丁目北側 表口6間半1尺	明和 7. 正. 八郎右衛門高登
高麗橋老丁目八百屋町角屋敷 表口13間	享保 9. 12. 庄之助高勝(伊二)
高麗橋老丁目北角屋敷 振替残表口4間半 振替入同所南側本店隣 表口3間	宝暦 7. 5. 勘右衛門高長(小三)
玉水町式ヶ所	元禄16. 3. 11 八郎右衛門(伊初高富)
京町堀四丁目	明和 7. 正. 八郎右衛門高登
備後町四丁目 表口8間	正徳 4. 3. 庄之助高勝
高麗橋三丁目 表口9間半	宝暦 7. 5. 勘右衛門高長
江戸堀式丁目南側桃町式ヶ所続屋敷	元文 2. 12. 越後屋久右衛門
平野町老丁目三ヶ所	明和 2. 悻九十郎
梶木町	宝暦 4. 源右衛門高典(新四)
斎藤町三ヶ所	延享元. 5. 大和屋喜兵衛(家初政俊)
	延享 4. 2. 次郎右衛門高長(小三)
	宝暦11. 8. 田中喜平次名前直持
	宝永 3. 12. 9 八郎右衛門
	明和 7. 正. 改八郎兵衛(新三)
	享保 6. 5. 八郎右衛門
	明和 7. 正. 改八郎兵衛
	享保13. 8. 八郎右衛門
	明和 7. 正. 改八郎兵衛
	享保16. 8. 大和屋次兵衛(家初政俊)
	元文 2. 8. 21 崇 清

注 1) 出典「家方要用留」別 2244/4 譲替の順に左から右へ並べた。年次記載のないものは、原史料  
 2) ( )内 北 北家、伊 伊皿子家、新 新町家、室 室町家、南 南家、小 小石川

13 宝曆三(一七五三)年六月「家質添証文写」(統二七九〇)は、この時元之助名前が孝紀(小野田家二代)から高登(伊皿子家三代)へ譲替わったことにつき、同苗間の譲替えであるので先例の通り家質証文の書き換えはしないという主旨で、様式は9と同一である。その中に「定式」の家質三〇か所、「不時」八か所、「二条大津」一か所が書き上げられている。なお統一〇五/三に大坂両替店が所蔵していた写しがある。

14 宝曆四(一七五四)年二月「江戸抱屋鋪御名前間敷沽券附」(統一五四七/三)については先にとりあげたが、この史料の江戸両替店での控が本二〇八七/一にある。

15 「御家質方寛」(統一八四五/一)は、家質に差入れてある江戸の家屋敷五七か所を名前人ごとのグループに分け、家屋敷のいか所ごとに、所在、間敷、入手年月、前所有者、沽券高、御為替の種類、家質高、元方直請と両替店請の区別を書きあげてある。その他の記事、日付はないが、名前等から宝曆五(一七五五)年以後明和四(一七六七)年以前のものとして推定される。宝曆二(一七六二)年以後中絶していた大坂御為替が明和四年に再開されたことに伴って作成されたのではないかと思う。

16 明和四(一七六七)年八月「抱屋鋪踏直段書抜」(別三三六五/八)は、江戸の家屋敷を元方直請二五か所と両替店請四〇か所に分け、一か所ごとに所在、間口間敷、「踏直段」を書き上げ、また家質に入っているものには印をつけてある史料である。この史料も15同様、大坂御為替の再開にかかわる書類作成の一部をなす

ものであろう。なお、二五か所の「踏直段」は安永持分けの際の踏直段(統二〇七八/五・六)と一致している。

17 安永元(一七七二)年七月「差上申家質ヶ所添証文之事」(追一五六三)は、次郎右衛門名前の譲替え(南家三代高邦から四代高業)の届の写しで、9・13と同じ様式であり、「定式」三三か所、「不時」八か所、「二条大津」一か所が書き上げられている。〈大坂〉

宝曆四(一七五四)年九月「大坂有家之扣」(統一八四八/一)は、所在、表口・裏行の間敷、代銀、名前、家守を書き上げてある。大坂家方(大元方持の大坂の家屋敷を管理する大坂両替店の一部課)が作成して大元方に提出したものである。大坂家方での控が本一四八二/一〇にある。

#### 例言

一、漢字・仮名とも原則として現行の字体を用いた。

(例外) *カ* *メ* *ソ*

一、読みやすくするため適宜読点、並列点・をつけた。

一、朱書は太字であらわした。

一、墨で消された文字には左傍にマをつけた。

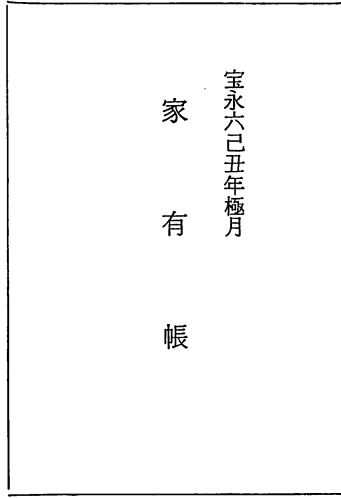
一、複製に当って加えた注は( )内にいれた。

一、付箋・貼紙は貼付場所を「」で示し、文面は「」でくくって適当な位置に置いた。

一、原史料には照合印や抹消印が押してあるが、それらは省略した。

家有帳 統六五九四

(表紙)



(原寸 縦 230mm, 横 158mm)

- 一番 駿河町南側東木戸際
- 二番 大工町道寿屋敷
- 三番 小網町巷丁目南角
- 四番 本銀町式丁目東角
- 五番 神田下佐柄木町
- 六番 南伝馬町式丁目東側
- 七番 本銀町三丁目東横町木戸際

- 八番 神田堅大工町角
- 九番 下舟町式丁目
- 拾番 本石町三丁目南側東角
- 拾一 瀬戸物町並伊勢町東木戸際
- 拾二 五郎兵衛町北側
- 拾三 尾張町式丁目東側
- 十四 本材木町四丁目北角
- 十五 大伝馬町巷丁目西角
- 十六 八官町東側新道南角
- 十七 本銀町四丁目西横町木戸際
- 十八 駿河町北側
- 十九 本舟八軒新道角
- 廿番 守山町
- 廿一 通巷丁目東側南角
- 廿二 小名木川通猿江村
- 廿三 駿河町北側東木戸際
- 廿四 坂本町巷丁目東角
- 廿五 本銀町三丁目東角

〔貼紙〕  
 正徳元年卯極月鎌倉屋市左衛門売渡  
 享保廿一年辰二月 太右衛門へ譲り遣ス  
 七五郎 脇田藤右衛門

廿六

橋元町卷丁目

廿七

神田須田町式丁目東側

廿八

本小田原町式丁目北側木戸際

廿九

神田連雀町東側

卅番

靈岸嶋長崎町式丁目

卅一

浜松町卷丁目東側南角

卅二

室町式丁目西側

卅三

大伝馬塩町東角

卅四

北新堀町

〔貼紙〕  
卅五

小網町三丁目

卅六

〔貼紙〕  
正徳二年辰四月売渡 買主

卅七

深川北川町

卅八

本舟町西角方式軒目  
通式丁目西側

〔貼紙〕  
卅九

本石町四丁目新道

〔貼紙〕

正徳元年卯秋鎌倉屋市左衛門売渡

四拾番

南横町卷丁目川岸西角

〔貼紙〕  
四十一

南八丁堀三丁目東木戸際方式軒目

〔貼紙〕

宝永七年寅八月浦井多中方へ売払

四十二

駿河町南側西角方三軒目

四十三

神田黒門町

四十四

室町三丁目角屋敷

四十五 高砂町

四十六 本町卷町目北側

四十七 本銀町三町目東横町

四十八 本町三町目南側

四十九 三河町四町目

五十番 室町式町目西側北角

五十卷 駿河町南側

五十式 小舟町式町目

五十三 深川北河町

五十四 芝口卷町目西側北角

五十五 桧杵町北側西角方三軒目

五十六 駿河町北側西角方五軒目

五十七 室町式丁目東側北角方三軒目

〔貼紙〕  
二元五十八 箱崎町

元五十九 尾張町式丁目西側南角方六軒目

元六十 常盤町卷丁目北側東角

元六十一 西紺屋町卷丁目南角方三軒目

元六十式 新泉町北側東角方式軒目

六十三 本白銀町式丁目

元六十四 樽杵町北側西角方式軒目

元六十五 日本橋青物町南側東木戸際方式軒目

元六十六 室町三丁目西側

六十七 本町四丁目南側西角方五軒目

元六十八 駿河町北側

元六十九 本石町四丁目北側東角を五軒目

元七十 北紺屋町中通ヨリ西江四軒目

元七十壹 南鍛冶町巷丁目北側 川岸角ヨリ七軒め

元七十貳 深川佐賀町中之橋南角

七十三 南茅場町東角

元七拾四 神田堅大工町東側 南角ヨリ九軒目

元七拾五 芝口巷丁目西側 南角ヨリ北へ貳軒め

〔口取紙〕  
〔江戸〕

宝永七年庚寅正月

改江戸有家并沽券状写

一番

一駿河町南側東木戸際

一ヶ所

元方〇表口 京間七間半

裏行 町並

売券代千三拾両

一ヶ年本家賃八貫五百八拾匁六分

名前治郎右衛門

家守太郎兵衛

内巻貫五百拾八匁五分 一ヶ年入目

引残テ七貫六拾貳匁壹分 正味

二番

一道寿屋敷

一ヶ所

元方・表口 京間拾間六尺貳寸

裏幅 同前

〔付箋〕

大工町通京間三拾三間四尺貳寸五分

堺目京間三拾三間四尺九寸壹分

元禄十一年寅十一月御用地二上り

同十二月七日右代地渡ル

名前治郎右衛門

売券式千三百両

家守五兵衛

一ヶ年本家賃拾六貫百貳拾四匁

内巻貫四百卅三匁四分 一ヶ年入目

引残テ拾四貫六百九拾匁六分 正味

〔付箋〕  
〔舟丸〕  
〔為取替千両と在〕

三番

〔貼紙〕 一小網町巷丁目南角

一ヶ所

表口 京間五間巷尺八寸

裏行 町並

売券式千三百両

一ヶ年本家賃拾貫五百拾五匁

名前八郎兵衛

家守太左衛門

内巻貫百八拾貳匁 一ヶ年入目

引残テ九貫三百三拾三匁 正味

〔貼紙〕  
〔古券之通鳥居九兵衛ニ売渡〕

四番

一本銀町式丁目東角

一ヶ所

表口 京間貳拾間

裏行 拾五間式尺五寸

改三郎助

売券式千七百両

名前元之助

一ヶ年本家賃拾六貫百卅式匁

家守半 七

内式貫貳百九拾五匁 一ヶ年入目 同 左次右衛門

引残テ拾三貫八百卅三匁 正味

五番

一神田下佐柄木町 一ヶ所

表口 京間五間

裏行 町並

売券六百両

一ヶ年本家賃三貫九百七拾三匁式分

内七百五拾匁 一ヶ年入目

引残テ三貫貳百貳拾三匁式分 正味

(貼紙) 正徳元歳卯ノ春

四百六拾両ニ売渡

六番

一南伝馬町式丁目東側北角 一ヶ所

表口 京間五間半

裏行 町並

売券千二百両

一ヶ年本家賃五貫八百拾九匁

内巻ノ四百八拾七匁 一ヶ年入目

引残テ四貫三百卅式匁 正味

七番

一本銀町三丁目東横町木戸際 一ヶ所

表口 京間五間

裏行 町並

売券五百三拾両

一ヶ年本家賃三貫九百卅六匁

内九百三拾式匁 一ヶ年入目

引残テ三貫四匁 正味

八番

一神田堅大工町角 一ヶ所

表口 京間四間半

裏行 拾八間

売券六百貳拾五両

一ヶ年本家賃五貫百六拾四匁式分

内九百拾式匁六分 一ヶ年入目

引残テ四貫貳百五拾壹匁六分 正味

九番

一下舟町式丁目 一ヶ所

表口 京間六間三寸

裏行 町並

売券千七百両

一ヶ年本家賃八貫貳百九拾九匁

内巻貫貳百八拾匁 一ヶ年入目

引残テ七貫拾九匁 正味

拾番

一本石町三丁目南側東角 一ヶ所

改三郎助

名前元之助

家守吟右衛門

家守喜右衛門

改治郎右衛門

名前八郎次郎

家守新右衛門

名前八郎兵衛

家守平兵衛

名前八郎兵衛

家守新兵衛

名前八郎兵衛

家守平兵衛

名前八郎兵衛

家守平兵衛

名前八郎兵衛

家守平兵衛

名前八郎兵衛

家守平兵衛

名前八郎兵衛

家守平兵衛

大元方「家有帳」(今井)

表口 京間拾間  
裏行 町並

売券千六百両

一ヶ年本家賃七ノ九百廿六匁式分

名前治郎右衛門  
家守久右衛門

内巻ノ四百七拾七匁五分 一ヶ年入目

引残テ六貫四百四拾八匁七分 正味

十一

一瀬戸物町並伊勢町東木戸際ノ三軒目

一ヶ所

表口 京間拾式間

裏行 町並

売券式千五百両

一ヶ年本家賃拾式貫九百卅六匁三分

名前治郎右衛門  
家守宇兵衛

内巻ノ六百七拾九匁 入目

引残テ拾巻ノ式百五拾七匁三分 正味

十貳

一五郎兵衛町北側 一ヶ所

表口 京間六間半

裏行 町並

売券千六百両

一ヶ年本家賃六貫六百式拾三匁

名前治郎右衛門  
家守五兵衛

内巻ノ三百六拾八匁 一ヶ年入目 同 平右衛門

引残テ五貫式百五拾五匁 正味

十三

一尾張町式丁目東側 一ヶ所

表口 田舎間八間半  
裏行 町並

売券千六百両

一ヶ年本家賃六貫式百拾匁壹分

名前治郎右衛門  
家守治左衛門

内巻ノ五百式拾匁 入目

引残テ四ノ六百九拾匁壹分 正味

十四

一本材木町四丁目北角 一ヶ所

表口 京間拾間 内巻尺三寸不足

裏行 町並

売券式千両

一ヶ年本家賃拾巻貫四百拾八匁壹分

名前治郎右衛門  
家守作右衛門

内巻ノ五百拾八匁式分 入目

引残テ九貫八百九拾九匁九分 正味

十五

一大伝馬町巻丁目西角 一ヶ所

表口 京間五間

裏行 町並

売券式千六百両

一ヶ年本家賃九ノ百六拾式匁九分六厘

名前治郎右衛門  
家守伊兵衛

内巻ノ三百五十八匁 入目

引残テ七ノ八百四匁九分六厘 正味

十六

一八官町東側新道南角 一ヶ所

表口 京間九間 内三尺新道二引  
八間半

裏行 町並

売券千二百兩

一ヶ年本家賃六貫七百七拾八匁八分

内巻ノ式百卅式匁三分 入目

引残テ五ノ五百四拾六匁五分 正味

名前治郎右衛門

家守伊 兵衛

〔十九  
貼紙〕  
一本舟八軒町新道角 一ヶ所  
表口 京間七間四尺

裏行 町並

売券三千百兩

一ヶ年本家賃拾貫三百八拾八匁式分

内巻ノ六百七拾五匁 入目

引残テ八貫七百拾三匁式分 正味

名前治郎右衛門

家守太左衛門

十七  
一本銀町四丁目西横町木戸際ノ式軒目

表口 京間五間

裏行 町並

売券五百五拾兩

一ヶ年本家賃四ノ卅三匁式分

内八百七拾八匁 入目

引残テ三貫百五拾五匁式分 正味

名前藤右衛門

家守長左衛門

〔廿番  
一守山町 一ヶ所

表口 京間拾間新道地尻ノ方ニ而京間三間ニ

裏行 拾八間

売券千五百兩

一ヶ年本家賃九貫七百六拾壹匁七分

内巻ノ七百七匁四分 入目

引残テ八貫五拾四匁三分 正味

名前治郎右衛門

家守理右衛門

同 惣右衛門

十八  
一駿河町北側 一ヶ所  
元方・表口 京間七間半

裏行 町並

売券千七百三拾兩

一ヶ年本家賃九貫百九拾三匁

内巻ノ五百式拾匁 入目

引残テ七貫六百七拾三匁 正味

名前治郎右衛門

家守半三郎

〔廿一  
一通巻丁目東側南角 一ヶ所

表口 京間拾間

裏行 町並

売券三千六百兩

一ヶ年本家賃拾五ノ三百八拾八匁五分

名前治郎右衛門

家守喜兵衛

〔付箋  
三番〕  
「為取替之内千マ舟兩と有」



大元方「家有帳」(今井)

内巻ノ六百四十五匁 入目  
引残テ拾三ノ七百卅五匁五分 正味

廿式 享保廿一年辰二月 脇田藤右衛門・太右衛門・七五郎譲リ遣シ候  
一小名木川通猿江村 一ヶ所

表口 田舎間三拾貳間 裏幅 三拾壹間貳尺三寸

裏行 東方六拾三間  
西方五拾三間三尺

売券四百六拾兩

一ヶ年本家賃四貫八百目

内三百七拾七匁 入目

引残テ四ノ四百廿三匁 正味

廿三 一駿河町北側東木戸際 一ヶ所  
元方〇表口 京間拾間

裏行 町並

売券貳千三百兩

一ヶ年本家賃拾四ノ百五匁

内式ノ百卅九匁 入目

引残テ拾壹貫九百六拾六匁 正味

廿四 一坂本町巻丁目東角 一ヶ所

表口 京間六間六尺三寸

裏行 京間貳拾間三尺六寸八分

売券凡千五百兩

一ヶ年本家賃八貫八百貳拾六匁六分

内巻ノ五百八拾匁 入目

引残テ七貫貳百四拾六匁六分 正味

(付巻) 江戸書拔ニ  
拜領屋敷故直付ケ無之候

廿五 一本銀町三丁目東角 一ヶ所

表口 京間拾間

裏行 町並

売券貳千四百兩

一ヶ年本家賃拾ノ六百六拾壹匁九分

内巻ノ四百五拾匁 入目

引残テ九貫貳百拾壹匁九分 正味

廿六 一橋元町巻丁目 一ヶ所

表口 京間九間六寸八分 但新道共

裏口 拾四間

売券五百兩

一ヶ年本家賃四ノ三百九拾三匁貳分

内六百八拾七匁三分 入目

引残テ三貫七百五匁九分 正味

廿七 一神田須田町貳丁目東側 一ヶ所

表口 京間六間半

改三郎助

名前元之助

家守理兵衛

同作兵衛

名前三郎助

家守三右衛門

改八郎兵衛

改治郎右衛門

名前八郎兵衛

家守長右衛門

裏行 町並

売券千両

一ヶ年本家賃六貫百拾三匁三分

内八百九拾九匁三分 入目

引残テ五貫貳百拾四匁 正味

改三郎助

名前元之助

家守市郎兵衛

廿八

一本小田原町式丁目北側木戸際

表口 京間五間半

裏行 町並

売券九百両

本家賃四匁貳百三匁九分

内九百九拾九匁七分 入目

引残テ三貫貳百四匁貳分 正味

一ヶ所

改三郎助

名前元之助

家守七右衛門

廿九

一神田連雀町東側

表口 京間四間巷尺

裏行 町並

売券五百両

本家賃貳匁九百八拾五匁五分

内五百六拾貳匁三分 入目

引残テ貳貫四百廿三匁三分 正味

一ヶ所

名前治郎右衛門

家守彦右衛門

卅番

一靈岸嶋長崎町式丁目

表口 京間六間三尺式寸式分

一ヶ所

裏行

南方拾貳間巷尺六寸式分  
北方拾間三尺四寸六分

売券三百両

一ヶ年本家賃壹匁八百貳拾匁五分

内六百七拾四匁四分 入目

引残テ壹貫百四拾六匁叁分 正味

改三郎助

名前元之助

家守長兵衛

卅一

一浜松町壹丁目東側南角

表口 京間拾貳間半

裏行 町並

売券千貳百五拾両

一ヶ年本家賃拾壹匁八拾八匁九分

内壹匁八百八拾七匁三分 入目

引残テ九貫九百壹匁七分 正味

一ヶ所

改三郎助

名前元之助

家守与次兵衛

卅貳

一室町式丁目西側

元方・表口 京間五間

裏行 町並

売券千貳百両

一ヶ年本家賃六貫九百貳拾貳匁

内壹匁貳百五拾匁七分 入目

引残テ五貫六百六拾六匁三分 正味

一ヶ所

名前治郎右衛門

家守新兵衛

(付巻) 〔為取替之内千サ舟両卜在〕

大元方「家有帳」(今井)

卅三 一大伝馬塩町東角 一ヶ所

表口 京間七間半

裏行 町並

売券千八百兩

一ヶ年本家賃九貫九匁

引残テ七貫貳百八拾五匁六分 正味

内巻ノ七百貳拾三匁四分 入目 同新 六

卅四 一北新堀町 一ヶ所

表口 田舎間拾間

裏行 町並

売券千貳百兩

一ヶ年本家賃四ノ九百八拾七匁八分

内巻ノ百七拾匁 入目

引残テ三貫八百拾七匁八分 正味

卅五 一小網町三丁目 一ヶ所

表口 田舎間三間内式寸不足アリ

裏行 町並

売券四百兩

一ヶ年本家賃貳貫百九拾匁

内四百八拾七匁九分 入目

引残テ壹貫七百貳匁壹分 正味

改三郎助

名前元之助

家守理左衛門

六

名前治郎右衛門

家守六右衛門

(貼紙) 正徳二年辰四月

古券之通売渡ス

卅六 一深川北川町 一ヶ所

表口 京間拾四間巻尺四寸貳分

裏行 町並

売券六百兩

一ヶ年本家賃六ノ六百廿四匁

内八百卅七匁五分 入目

引残テ五ノ七百八拾六匁五分 正味

卅七 一本舟町西角ノ式軒目 一ヶ所

表口 京間八間五尺九寸五分 裏幅 八間三尺巻寸七分

裏行 京間西方拾七間九寸七分 東方拾八間九寸五分

売券五千兩

一ヶ年本家賃拾九ノ八百六拾五匁六分

内式ノ三百九拾壹匁 入目

引残テ拾七ノ四百七十四匁六分 正味

名前元之助

家守弥兵衛

卅八 一通式町目西側 一ヶ所

表口 京間拾間

裏行 町並

売券貳千三百兩

改三郎助

名前元之助

一ヶ年本家賃拾巻ノ五百三匁四分 家守平 兵衛

内巻ノ四百七拾匁 入目

引残テ拾ノ三拾三匁四分 正味

卅九

一本石町四丁目新道 一ヶ所

表口 田舎間六間四尺五寸 裏幅 六間五尺三寸

裏行 拾九間五尺

売券六百両

名前治郎右衛門

本家賃四貫五百卅六匁

家守八右衛門

内七百七匁三分 入目

引残テ三貫八百廿八匁七分 正味

〔貼紙〕  
正徳元卯極月

古券六百両鎌倉や市左衛門へ売渡

四拾番

一南横町巻丁目川岸西角 一ヶ所

表口 京間拾五間四尺五寸

裏行 町並

売券三千両

改三郎助

一ヶ年本家賃拾五ノ四百四十四匁

内巻ノ六百七十五匁 入目

引残テ拾三ノ七百六拾九匁 正味

〔紙貼〕  
四十一  
一南八丁堀三丁目東木戸際ノ式軒目

表口 京間式拾四間

一ヶ所

裏行 町並

売券式千三百両

一ヶ年本家賃拾九ノ四百五十五匁

内式ノ七百七十匁 入目

引残テ拾六ノ六百八拾三匁 正味

〔貼紙〕  
宝永七年寅八月

代金式千両ニシテ 浦井多中方へ売払

四十二

一駿河町南側西角ノ三軒目 一ヶ所

元方〇 表口 京間五間

裏行 町並

売券八百両

名前小野田治左衛門

一ヶ年本家賃四ノ三百七拾匁

内巻貫六拾八匁五分 入目

引残テ三ノ三百巻匁五分 正味

四十三

一神田黒門町

表口 田舎間拾式間三尺

裏行 〔東ノ方拾九間一尺八寸  
西ノ方拾八間三尺式寸〕

売券四百両

改遠山仲兵衛

一ヶ年ニ地代巻貫九百五拾七匁八厘

内六百五匁五分 入目

引残而巻貫三百五拾巻匁五分八厘 正味

名前小野田治左衛門  
家守作 兵衛

大元方「家有帳」(今井)

〔付箋〕  
〔外〕明地七拾坪程 黒門町  
此地代壹ヶ年壹貫八匁之積リ

四十四  
一室町三丁目角屋敷 一ヶ所  
寅ノ眷賣

元方 表口 京間六間口  
いせ方 裏行 町並

改三郎助

売券貳千五百五拾兩

名前八郎右衛門

一ヶ年ニ本宿代拾貳貫七百九拾五匁

家守長 兵衛

内壹貫貳百六拾目 入目

引残而拾壹貫五百三拾五匁 正味

四十五  
一高砂町 一ヶ所  
元方改前之有

表口 京間貳拾間

裏行 同前

売券千五百兩

名前治郎右衛門

一ヶ年ニ地代五貫八百五拾八匁

家守岡戸文右衛門

内壹貫五百三拾目 入目

引残而四貫三百貳拾六匁 正味

〔付箋〕  
〔外〕明地凡百坪程 高砂町

此地代一ヶ年ニ壹貫八百目之積リ

右四拾三・四拾四八寅秋調

合七万百貳拾五兩

有家

出貳千兩

四十一番八丁堀三町目

浦井多中へ売渡

但寅秋目録ニ入

残テ六万八千百貳拾五兩

宝永七歳寅十二月有家

出三百兩

八丁堀三町目

古券貳千三百兩ノ所

貳千兩ニ売渡ニ付売損

出四百六拾兩

五番神田佐柄木町売渡

卯春目録ニ入

出百四拾兩

右家売損

但古券六百兩也

残テ六万七千貳百貳拾五兩 正徳元歳卯七月有家

出三千七百兩

二ヶ所

本船八軒町 十九番一ヶ所

本石町四丁目 三十九番一ヶ所

但シ売代三千六百五拾貳兩三步二朱

二匁七分五リ

鎌倉屋市左衛門へ売渡

卯秋目録入

残テ六万三千五百廿五兩 正徳元歳卯十二月有家

出四百兩

小網町三丁目 三十五番一ヶ所

辰ノ春目録入

但古券之通売渡

残テ六万三千百貳拾五兩 正徳二年辰七月有家

出金貳千三百兩

代百七拾貳貫四百六拾壹匁

小網町壹丁目 三番壹ヶ所

但古券之通鳥居九兵衛売渡

残テ六万八百貳拾五兩

正徳貳年辰極月有家

四拾六

一本町壹町目北側屋敷

壹ヶ所  
午ノ秋買

元方〇 表口京間六間

裏行 町並

改三郎助

〔貼紙〕 売券千七百兩

名前元之助

〔貼紙〕 江戸書拔沽券貳千兩ト有之

惣金高六万貳千五百貳拾五兩

正徳四年午秋勘定ニ入

四拾七

一本銀町三町目東横町

壹ヶ所  
未ノ春買

表口 京間五間

裏行 町並貳拾間

〔貼紙〕 売券金三百八拾兩

名前三郎助

〔貼紙〕 江戸書拔沽券四百兩ト有之

惣金高六万貳千九百五兩

正徳五年未春勘定ニ入

内

七百五拾兩

四拾五番ノ内高砂町家半分

但表口 拾間

裏行 貳拾間

享保四年亥五月ニ脇田藤右衛門ニ被遣候

引残テ

金六万貳千五百拾五兩

有家高

四十八

一本町三町目南側屋鋪

子正月買ニ立  
壹ヶ所

表口 五間

裏行 貳拾間

改元之助

〔付箋〕

売券乾金千六百兩

名前八助

但此屋鋪八助様持參、此度宗空様ヲ買請ニ罷成、新金八百兩証文元ノ四人判形差上置候、尤子正月ノ半季右為利

足、新金貳拾兩ツ、元方ヲ出し切ニ仕、御渡し申定也

〔付箋〕 江戸書拔

沽券七百六拾兩ト有之

四十九

一三河町四町目屋鋪

亥十二月求  
壹ヶ所

表口 京間七間

売券乾金千兩

売主永井半弥殿  
名前三郎助

〔付箋〕 江戸書拔ニ

沽券五百兩ト有之

惣高合

乾金六万四千七百五拾五兩

新金ニノ三万貳千三百七拾七兩貳分

大元方「家有帳」(今井)

享保四年亥極月有家高

又式千七百兩

五十番  
一室町式町目西側北角  
享保七年寅四月求  
巷ヶ所

本町三町目  
三河町四町目  
室町式町目角  
右三ヶ所之代

元方 表口 京間七間半  
いせ方 売券新金千四百兩

売主伏見屋多郎兵衛

名前元 之助

右式口合

新金四万九千三百拾六兩壹分

裏行下水共式十間

此家數四拾四ヶ所  
享保六年丑極月大勘定ニ改入ル

都合

乾金六万七千五百五拾五兩

内

五十壹  
一駿河町南側屋鋪  
未秋求  
巷ヶ所

乾金五千四百兩者

本町三丁目  
代新金八百兩

表口 七間半  
裏行 式拾間

売主海保六兵衛

三河町四丁目  
代新金五百兩

〔貼紙〕  
売券新金七百三拾兩

名前三郎 助

室町式町目北角  
代新金千四百兩

〔貼紙〕  
一江戸書拔

沽券七百五拾兩と有之

右三ヶ所新金買、除之

引残テ

乾金六万式千五百五拾五兩

五十式  
一小舟町式町目屋鋪  
未秋求  
巷ヶ所

此高五割増

三万千七拾七兩式分

表口 式間五尺式寸  
裏行 式拾間

売券新金四百兩

名前治郎右衛門

式口合

乾金九万三千式百三拾式兩式分

新金シテ四万六千六百拾六兩壹分

惣高合  
新金五万四千四拾六兩壹分

此家數四拾六ヶ所

享保十二年未秋大勘定ニ入

五十三  
一深川北川町屋敷 酉秋求 卷ヶ所

表口 四間九寸

裏行 南方式拾間式尺七寸  
北方式拾間卷尺七寸

売券新金百八兩

〔貼紙〕  
〔江戸書拔

沽券百兩と有之

都合

新金五万五百五拾四兩卷分

家数合四拾七ヶ所

〔貼紙〕  
〔此度改

一地下古券

代金六万式千四百四拾五兩 四拾ヶ所

右之金乾金ト見テ五割増

此高金三万千式百式拾式兩式分

二口ノ乾金九万三千六百六拾七兩式分

新金ニして

四万六千八百三拾三兩三分

又新金買

三千九百三拾八兩 六ヶ所

惣ノ

新金五万七百七拾卷兩三分

家数合四拾六ヶ所

此高元文元年辰秋勘定ニ入

五十四  
一芝口卷町目西側北角家屋鋪 元文三年午十月求 卷ヶ所

元方 表口 京間拾五間式寸六分

裏行 同 式拾卷間五寸八分

売券文金三千式百五拾兩

五十五  
一檢証町北側西角ノ三軒目家屋敷 元文三年午十二月廿八日求 卷ヶ所

表口 田舎間八間半

裏行 町並両面

売券文金九百兩

五十六  
一駿河町北側西角ノ五軒め家屋敷 元文三年午十二月十五日求 卷ヶ所

元方 表口 京間五間

いせ方 裏行 同 式拾三間

売券文金九百兩

惣高  
名前三井八郎右衛門

合金五万五千八百式拾卷兩三分

家数合四拾九ヶ所

此高元文三年午秋勘定ニ入

五十七  
一室町式町目東側北角ノ三軒目家屋鋪 元文四年未十一月廿六日求 卷ヶ所

元方 表口 京間五間

いせ方 裏行 同 式拾三間

売券文金九百兩

惣高  
名前三井八郎右衛門

合金五万五千八百式拾卷兩三分

家数合四拾九ヶ所



元方 表口 京間六間  
改兩 裏行 同 式拾間

売券文金千三百五拾兩

惣高

合金五万七千七百七拾壹兩三分

家數合五拾ヶ所

此高元文五年申秋勘定ニ入

五十八 元文五年申十一月廿七日求 売主安左衛門  
一箱崎町家屋敷 卷ヶ所

元方 表 京間式拾八間六尺三寸  
いせ方 裏幅 式拾四間三尺七寸 裏行 西方三拾間三尺  
東方三拾間

但三方川岸附 内ニ土蔵三拾式戸前

川岸土蔵拾八戸前有

売券金壹万式千兩

名前三井八郎右衛門

〔付箋〕  
〔寛政四壬子三月江戸通達在之事〕

五十九 寛保元年戊十月求 売主平松重石衛門  
一尾張町式町目西側南角ノ六軒目家屋敷 卷ヶ所

元方・表 田舎間六間半

裏行 町並 両面屋敷

売券金千百兩

名前長井伝蔵

六十 寛保元年酉五月廿三日求 売主岡田喜七  
一常盤町壹町目北側東角家屋敷 卷ヶ所

元方・表 京間六間

裏行 式拾六間四尺三寸四分

売券金十兩

〔付箋〕(七百)  
〔為取替ノ内工舟兩と在〕

名前遠山忠兵衛

六十式

一西紺屋町壹町目南角ノ三軒目家屋敷

寛保元年酉六月十日求 売主風屋藤助 卷ヶ所

元方 表 京間六間

裏行 北拾五間 南拾四間四尺三寸

裏幅 六間

売券金五百兩

名前遠山忠兵衛

六十式

一新泉町北側東角ノ式軒目家屋敷

寛保元年酉八月廿一日 求 売主藤左衛門 卷ヶ所

元方・表口 京間三拾三間半

裏行 町並式拾間 両面屋敷

売券金五千兩

名前三井元之介

〔付箋〕(五)  
〔為取替ノ内サ千兩と在 元方如何〕

六十三 寛保元年酉八月卅日求 売主  
一本白銀町式町目家屋敷 卷ヶ所

表口 五間

裏行 廿間

売券金五百兩

名前三郎助

〔貼紙〕

〔江戸書抜〕

沽券五百五拾兩ト有之

〔付箋〕

〔付箋〕

六十四 寛保元年酉十二月求 売主鷺久三郎  
一樽征町北側西角々式軒目家屋敷 壱ヶ所

元方〇表 田舎間四間

裏行 町並

新道両面

売券金四百五拾兩

名前岩堀嘉右衛門

惣高

合金七万七千七百貳拾壹兩三分

家数合五拾七ヶ処

此高寛保貳年戌秋勘定ニ入

六十五 寛保三年亥九月廿一日求 売主相模屋忠左衛門  
一日本橋青物町南側東木戸際々式軒目家屋敷 壱ヶ所

元方・表口 京間拾五間

裏行 町並貳拾間

但両面屋敷

(付箋)

売券金三千八百兩

名前三井八郎兵衛

〔付箋〕  
〔為取替内マ千サ舟兩と在〕

合金八万五千五百貳拾壹兩三分

家数合五拾八ヶ所

此高寛保三年亥秋勘定ニ入

六十六 延享二乙丑年二月廿一日求 売主佐渡屋やっ  
一室町三丁目西側家屋鋪 壱ヶ所

元方 表 京間四間半口

裏行 町並貳拾間

(貼紙) 売券金千三百五拾兩建 名前八郎右衛門  
但沽券高金貳千七百兩也

尤望屋敷故格別高直ニ相求、有物ハ右之通建置

〔江戸書抜〕

沽券式千七百兩と有之

六十七 延享二乙丑年八月十一日求 売主増田助右衛門  
一本町四丁目南側西角々五軒目家屋鋪 壱ヶ所

表口 京間五間

裏行 町並貳拾間

売券金千百兩

合金八万三千九百七拾壹兩三分

名前次郎右衛門

家数合六拾ヶ所

此高延享二年丑春勘定ニ入

内七ヶ所消判有、ぬけ番ニ成

寛延三庚午七月改

六十八 寛延三庚午五月求

一駿河町北側家屋鋪 壱ヶ所

元方 表口 六間 但京間也 売主綿屋作兵衛

裏行 貳拾間 土蔵式戸前有

売券金千四百貳拾兩

但し沽券写し有

名前三井元之助  
合金八万五千三百九拾壹兩三步

大元方「家有帳」(今井)

家数合六拾壹ヶ所

此高寛延三庚午年七月十四日勘定ニ入

六十九  
一本石町四町目北側東角ヨリ五軒目  
宝曆四甲戌閏二月求 亮主伊勢屋庄兵衛

元方 表口 四間 但京間也  
いせ方 裏行 貳拾間 町並

壳券金七百兩

名前清 蔵

一是ハ有物除ク

外ニ金八拾兩 家付小間物 間屋株代

合金八万六千〇九拾壹兩三分

家数合六拾貳ヶ所

此高宝曆四甲戌年春季目録ニ入

兩替店流込、元方引請ニ成

七拾 一北紺屋町中通々西江四軒目

元方・表 五間口 田舎間

川岸附新道通り四間八寸七歩

裏行 東方廿六間七寸五歩  
西方拾九間四寸六歩

沽券金五百兩

名前次郎右衛門

宝曆五年亥春 但戊極月卅日引請ニ成

(付箋) 一為取替之内サ舟兩と有 元方と

兩替店流込、元方へ引請ニ成

七十 一南鍛冶町巷町目北側七軒目  
川岸ノ角ヨリ

元方 表口 京間四間口  
いせ方 裏行 貳拾間

沽券金四百兩

名前次郎右衛門

宝曆五年亥春 但戊極月卅日引請ニ成

兩替店流込、元方江引請ニ成

七十 一深川佐賀町中之橋南角

元方 表 田舎間拾三間半 裏幅拾四間六寸  
いせ方 裏行 南方廿四間四尺

北方廿三間四尺四寸

横町表 拾三間八寸

裏幅拾三間壹尺壹寸

同裏行 廿壹間六寸

河岸 東拾三間半 南八間半  
西右同断 北七間半

江川橋際ニテ七拾五坪

沽券金三千兩

名前次郎右衛門

宝曆五年亥春 但戊極月卅日引請ニ成

兩替店流込、元方へ引請ニ成

七拾 一南茅場町東角

元方 表 拾五間口  
改兩 裏行 貳拾間

新道三方屋鋪両河岸附

沽券金三千九百兩

宝曆五年亥春 但戌極月卅日引請ニ成

名前次郎右衛門

〔兩替店流込、元方引請ニ成〕

七拾四 一神田堅大工町東側 南角ヨリ 九軒目

元方 表 京間四間口

裏行 式拾間

沽券金貳百七拾兩

名前次郎右衛門

〔紙背貼紙〕 宝曆五年亥春 但戌極月卅日引請ニ成

〔貼紙〕 宝曆五年亥春改江戸書拔卜引合

有帳七十四番迄江戸有改 正有高ノ金拾万九千九百六拾五兩也

合金九万四千百六拾壹兩三分

家數合六拾七ヶ所

此高宝曆四甲戌秋目錄ニ入

七拾五

一芝口壹町目西側

元方 表口 京間四間五尺八寸

いせ方 裏行 同 式拾壹間五寸八歩

名前松野次郎兵衛

〔明和四年亥極月十一日求 売主杉浦平右衛門 南角ノ北江式軒目 卷ヶ所〕

合金九万四千九百六拾壹兩三歩

家數合六拾八ヶ所

此高明和四年丁亥極月目錄ニ入

〔付箋〕

元 貳拾六ヶ所

内 兩 四拾ヶ所 渡シ切ノ 益印壹ヶ所一宿賃江戸兩替店ニ積置

勘 坂本町壹ヶ所

右之高安永三年甲午秋季迄目錄ニ入、尤其節踏直段余計銀も相加へ、夫々御割渡ニ相成候事

〔付箋〕 益田印家之事

六十七 長合も致候事 受取可申事

〔23丁空白〕

宿賃元方へ

京伊勢有家之代付

西洞院

一宗坐様御隠居所

代銀三拾貫目

油小路

一八郎右衛門様御居宅

代銀四拾貫目

〔但六角ノ方共 野村文七江讓 卷ヶ所〕

大元方「家有帳」（今井）

- 中立売
  - 一元之助様御居宅 卷ヶ所
  - 代銀貳拾貫目
- 〇御隠居入ル
- 新町
  - 一八郎兵衛様御居宅 卷ヶ所
  - 代銀四拾貫目
- 竹屋町
  - 一元蔵様御居宅 卷ヶ所
  - 代銀三拾五貫目
- 南
  - 一治郎右衛門様御居宅 卷ヶ所
  - 代銀貳拾五貫目
    - (付箋)(六貫目)
    - 一外ニカノ、 買足シ地
    - (十貫目) シノ、 隠居地ハ一ヶ所
    - (四十一貫目) ツシイノ、 式ヶ所ニ成ル
- 出水
  - 一三郎助様御居宅 卷ヶ所
  - 代銀貳拾貫目
    - (付箋)(十貫五百目)
    - 一外シノサ舟、 隠居買足シ一ヶ所
    - (三十貫五百目) ノマシノサ舟、 式ヶ所
- 一智恩院町下屋鋪、 卷ヶ所
- 代銀貳拾五貫目

- (付箋)(七貫六百目)
- 一外ニエノカ舟、 中西ノ御買入地一ヶ所
- (三十二貫六百目) ノマシセノカ舟、 式ヶ所
- 一樵木町下屋敷 卷ヶ所
- 代銀拾貳貫目
- 一本店 卷ヶ所
- 代銀三拾貫目 但衣棚共
- (付箋)(二十貫目)
- 一外ニセシノ、 衣棚買足シ地
- (五十貫目) ノサシノ
- 一糸店 卷ヶ所
- 代銀貳拾貫目 但衣棚共
- 一上ノ店 卷ヶ所
- 代銀五貫目
- 一伊勢本町屋敷 式ヶ所
- 代銀拾貳貫目
- (付箋)(三貫五百目)
- 一外ニマノサ舟、 買足シ地
- (六貫目) ノカノ、 卷ヶ所
- (三貫目) マノ、 元亭屋敷卷ヶ所
- (二十四貫五百目) ノセシツノサ舟、 三ヶ所ニ成ル
- 一同所下屋鋪 卷ヶ所
- 代銀三貫目
- 一糸屋町 卷ヶ所

代銀拾貫目

(余白書込)  
享保十五年戊三月田宮弥七ニ売払、

代銀拾貫目戊春勘定ニ入

一日野屋店

沓ヶ所

代銀三拾五貫目

銀三百六拾貳貫目

家数合拾七ヶ所

享保十二年未秋大勘定ニ入

一下河原屋敷

沓ヶ所

代銀四貫五百目

惣高合

銀三百六拾六貫五百目

家数合拾八ヶ所

内銀拾貫目

糸屋町沓ヶ所

田宮弥七弘候ニ付引

残テ

銀三百五拾六貫五百目

家数合拾七ヶ所

一本店買足シ

衣棚金屋・北脇

代銀貳拾貫目

売券銀高也

惣高

銀三百七拾六貫五百目

家数合拾七ヶ所

一伊勢本町買足

売主三井猪之介

直打

魚町沓ヶ所代

代銀三貫五百目

金六拾兩求

惣高

銀三百八拾貫目

家数合拾七ヶ所

中立売小川角

一元之助様御居宅

沓ヶ所

直打

惣高

銀三百九拾貫目

家数合拾八ヶ所

一家原治兵衛様御居宅

沓ヶ所

直打

代銀貳拾貫目

惣高

合銀四百拾貫目

家数合拾九ヶ所

元亭屋敷ト名付

一伊勢松坂本町西側屋敷

沓ヶ所

代銀六貫目

惣高

大元方「家有帳」(今井)

合銀四百拾六貫目

家数合式拾ヶ所

家原北隣  
一西洞院竹屋町上ル田中町西側 巻ヶ所

代銀拾八貫五百目

(余白書込)

一宝曆十一年巳五月十日、岩城清右衛門江亮渡ス、代銀(十七貫目)シエ、(十七貫目)

但右は鏡屋次郎兵衛世話を以直段宜売渡シ候付、右シエ、(十七貫目)

ノ内イ、次郎兵衛江合力ニ、鏡屋正齋年賦かし有之内江入ニ成ル

惣高

合銀四百三拾四貫五百目

家数合式拾巻ヶ所

此高寛保貳年戌秋勘定ニ入

須賀屋敷卜名付

○一松坂本町西側元亭屋敷隣

売主須賀屋九郎左衛門

巻ヶ所

代銀三貫目

代金五拾兩

惣高

合銀四百三拾七貫五百目

家数合式拾式ヶ所

此高延享三年寅春季目録入

○下長者町油小路西へ入紹巴町南側  
一出水隠居買足し 地尻共三ヶ所ニテ巻ヶ所

三ヶ所ニ而代銀拾貫五百目

委細沽券状写ノ口ニ有

惣高合銀四百四拾八貫目

家数合式拾三ヶ所

宝曆三癸酉秋季目録ニ入

南之買足シ  
○一油小路二条下ル町西側吉野や与兵衛地面之内買足し代銀六貫目

但委細ノ訳沽券状写ノ口ニ有

南隠居買足し

○一堀川二条下ル町

式ヶ所ニテ巻ヶ所

代銀拾貫目

(貼紙)

宝曆八寅六月代銀受取、八郎兵衛様へ売渡ス  
但シチ、受取、内セ、利足入払ノ口へ入ニ成

一小川二条上ル榎屋町西側 巻ヶ所

代銀拾六貫目 外ニ掛り物式貫目ハ出シ切ニ成

(貼紙) 但仲間出シノ口へ入ニ成

宝曆八寅六月代銀シチ、受取、八郎兵衛様へ売渡ス

惣高合銀四百八拾貫目

惣高合銀四百六拾四貫目

家数合式拾五ヶ所

宝曆五年亥極月目録ニ入

惣高合銀四百六拾四貫目

家数合廿四ヶ所

宝曆八寅七月目錄二入

惣高合銀四百四拾五貫五百目

家數合廿三ヶ所

宝曆十一巳年七月目錄二入

中立壳隠居買足シ家屋敷  
一西洞院讃州寺町東側

式ヶ所

代銀四拾貫五百目

委細沽券状写ノ口ニ有

惣高合銀四百八拾六貫目

家數合式拾五ヶ所

宝曆十三癸未年七月目錄二入

表口九間五尺四寸八部  
裏行拾六間半  
土蔵式ヶ所

宗慶縁御隠居所  
元方へ引受  
壱ヶ所

一新町二条下ル町西側

代銀式拾八貫目

名前越後や嘉右衛門

〔余白書込み〕  
〔安永七戌十月〕

代銀手取マシメ、ニみのや熊蔵殿へ売渡  
〔三十貫目〕

内セメ、八南へ御渡申候也  
〔二貫目〕

惣銀高合五百拾四貫目

家數合式拾六ヶ所

安永三年午七月目錄二入

右之高安永三年甲午秋季目錄二入

一大坂尼崎町二町目北側 壱ヶ所

〔付箋〕

代銀踏直段

百貫目

右代

一銀百貫目

伝蔵様御居宅故

大坂之口へ附替ル

右之家

〔九十二貫五百目〕  
安永七年戌七月売払ウシセメサ舟、上

〔七貫五百目〕  
羽エメサ舟、仲ヶ間出、九郎右衛門様へ

〔百貫目〕  
都合舟へ渡ス

一銀式拾八貫目

新町二条下ル町家壱ヶ所

安永七年戌十月売払代引

〔三十貫目〕  
〔二貫目〕  
但正銀手取マシメ、受取内、セメ、八南へ

渡ス、残り如此

〔付箋〕

此二ヶ所消ス積リ

残テ

銀四百八拾六貫目

家數合式拾五ヶ所

安永七年戌極月目錄二入

○一知恩院石橋町下屋敷ノ続キ借家壱ヶ所中西宗助より譲り請被  
遣

代銀七貫六百目



大元方「家有帳」(今井)

〔五百九十三貫五百目〕  
 指引  
 〔付箋〕  
 〔室町〕  
 一 伝蔵様御居宅  
 代銀百貫目  
 右 沽券状請取事  
 〔付箋〕  
 〔指引〕  
 〔五百九十三貫六百目〕  
 〔サ舟ウシマカ舟〕  
 式十七ヶ所

大坂有家之代付  
 一 高麗橋老町目南側 卷ヶ所  
 代銀八拾貳貫五百目  
 一同所北側 卷ヶ所  
 代銀三拾貳貫目  
 一同三町目 卷ヶ所  
 代銀三拾四貫目  
 一 江戸堀 卷ヶ所  
 代銀六拾貫目  
 一 観町 卷ヶ所  
 代銀貳貫目  
 銀貳百拾貫五百目  
 家数五ヶ所

享保十二年未秋大勘定ニ入  
 卷ヶ所  
 一 平野町  
 代銀百貳拾貫目  
 銀三百三拾貫五百目  
 家数六ヶ所  
 享保十五年戌秋大勘定ニ入  
 卷ヶ所  
 一 梶木町  
 代銀拾五貫五百目  
 卷ヶ所  
 一 大川町  
 代銀三拾三貫五百目  
 卷ヶ所  
 〔余白書込〕  
 「明和四年亥十月売払」  
 銀三百七拾九貫五百目  
 家数八ヶ所

一 斎藤町 卷ヶ所  
 代銀百五拾三貫目  
 一 高麗橋老町目南側八百屋町角 卷ヶ所  
 代銀六拾貫目  
 外ニ樽代銀拾老貫五百目  
 銀六百四貫目  
 家数合拾ヶ所  
 元文武年巳秋勘定ニ入  
 卷ヶ所  
 一 備後町五町目  
 代銀四拾四貫三百目

(余白書込也)  
〔寛延式巳年売払〕

銀六百四拾八貫三百目

家数合拾壹ヶ所

寛保元年酉春季目録入

内銀拾貳貫五百目 高麗橋壹丁目表口四間半三寸ノ地屋

敷壹役

福田久右衛門売払申二付引

残テ

銀六百三拾五貫八百目

家数合拾壹ヶ所

寛保元年酉秋季目録入

一玉水町浜屋敷共

壹ヶ所

代銀七拾三貫七百目

銀七百九貫五百目

家数合拾貳ヶ所

延享元年子春目録入

一京町堀四丁目

壹ヶ所

代銀百六拾貫目

銀八百六拾九貫五百目

家数合拾三ヶ所

寛延式年巳春目録入

内

銀四拾四貫三百目 備後町五町目

屋鋪壹ヶ所

寛延式巳年売払代

残而

銀八百貳拾五貫貳百目

家数合拾貳ヶ所

寛延式年巳秋目録入

一高麗橋壹町目内側

壹ヶ所

代銀七拾貫目

銀八百九拾五貫貳百目

家数合拾三ヶ所

宝曆四年戌秋目録入

内

銀七拾貫目

高麗橋壹町目

北側壹ヶ所代

引 次へ付替二成

残テ

銀八百貳拾五貫貳百目

一高麗橋壹町目北側

壹ヶ所

代銀三拾五貫目

一同南側

壹ヶ所

但香具屋伝右衛門振替ノ

代銀廿五貫目

一新靱町

壹ヶ所

大元方「家有帳」（今井）

代銀五拾五貫目

銀九百四拾貳式百目

家數拾五ヶ所

宝曆六年子春目錄入

一備後町四丁目北側

壱ヶ所

代銀五拾貳式百目

銀九百九拾貳式百目

家數拾六ヶ所

宝曆十一年巳七月目錄二入

壱ヶ所

〔付箋1〕

一江戸堀式町目浜屋敷

但地面代并新建普請代とも

代銀四拾貫目

〔付箋1〕

「文政十年亥二月売払

委細奇帳記ス」

〔付箋2〕(四十一貫百五十目)

銀千三拾貳式百目

家數拾七ヶ所

明和貳年酉極月目錄二入

内銀三拾三貫五百目

壱ヶ所

明和四年亥十月売払候二付引

残而

銀九百九拾八貫七百目

改家數拾六ヶ所

明和四年亥極月目錄二入

一尾崎町貳丁目北側

壱ヶ所

代銀九拾貫目

銀千〇八拾八貫七百目

家數拾七ヶ所

明和六年丑極月目錄二入

子籍月)

一京町堀四丁目

築地面

代銀貳拾五貫目

但右ハ屋敷ニ付候地面故ヶ所數ニ除ク

銀千百拾三貫七百目

家數拾七ヶ所

安永三年極月目錄二入

右之高安永三年甲午秋季迄目錄二入、尤其節踏直段余計銀も相

加へ、夫々御割渡ニ相成候事

右之内

銀百貫目

尾崎町二丁目

但踏直段也

伝蔵様御居宅壱ヶ所

安永七年戌七月

京伊勢御居宅之口へ付替ル

又

銀五拾五貫目

安永八亥秋売払

新鞆町家壱ヶ所

(22丁空白)

式番之口

京有家活券状之写

出水ノ隈高買足シ地屋敷  
一下長者町通油小路西へ入紹巴町南側  
売主里村紹甫  
巷ヶ所

表口 四間老尺

裏行 廿八間貳尺

代銀五貫目

寛延三庚午年十一月相求

名前次郎左衛門

右同断

売主近江屋六兵衛

一同町南側

地尻 東西四間貳寸五ふ  
南北九間五尺

一ヶ所

代銀三貫目

寛延四辛未年四月相求

名前次郎右衛門

右同断

売主笹や善兵衛

一油小路出水上ル大黒屋町西側

地尻 東西四間四尺  
南北六間四尺四寸貳分

一ヶ所

代銀貳貫五百目

寛延四辛未年六月相求

名前次郎右衛門

右三ヶ所地代之外ニ掛り物并樽代旁出銀、都合八貫五百目差出

ス 三ヶ所ニテ惣高シウツゝ也  
(十九貫目)

南ノ買足シ  
一堀川二条下ル土橋町  
売主繪屋吉左衛門  
一ヶ所

表口 四間四尺六分

裏行 入組有之ニ付絵図有之

代銀七貫目

宝曆二壬申十二月二相求

名前八郎兵衛

南ノ買足シ

売主松永昌輔

一右同町続キ屋敷

巷ヶ所  
巷軒役

表口 貳間

裏行 拾貳間四尺五寸

外ニ掛り物チ舟サン、  
(八百五十貫目)

代銀三貫目

宝曆四年甲戌六月相求

名前八郎兵衛

南ノ買足シ

一油小路二条下ル西側  
吉野屋与兵衛地面之内左之通買足シ

東西 拾四間四尺八寸

南北 貳間

外ニ掛り物セ、  
(二貫目)

代金貳百両 但代銀六貫目ノ有物ニ建

宝曆四年戌十二月相求

右地面書院ノ続故、月並寄会等之節差悶も有之ニ付、甚高直

成物ニ候得共、是悲致所望候訳ニテ如此

一小川二条上ル榎屋町西側  
売主冬木屋次郎右衛門  
巷ヶ所

表口 九間三尺

式軒役

裏行 拾六間貳尺七寸五分

但欠地入組有之ニ付別紙絵図有

土蔵 一ヶ所

拾式置敷

外ニ掛り物セリ、代銀拾六貫目

宝曆三年酉六月相求

名前

宝曆八寅六月代銀シテ、ニ八郎兵衛様へ売渡ス

同町南側西ノ方川勝忠右衛門名前ノ

家屋敷一ヶ所ト振替ル 前持主日野屋五兵衛

表口 武間八寸

裏行 拾四間半

直打セリサ舟、ニ候へとも

代銀貳貫百目ニ致置

尤此度先方へ振替相渡候手下地持家代もセリ舟、ニ

付如此

右振替双方帳切致候ニ付、町出銀外ニ樽代并其外諸入目共、

惣高式、九百四十式、又式分不残此方、差出ス、尤手前望屋敷

ニ付如此

名前川勝忠右衛門

宝曆十辰七月

中立亮隠居買足シ家屋敷 一西洞院讚洲寺町東側

売主菱屋藤吉 式ヶ所

表口 八間半

但奥ニテハ南北三拾式間余也

裏行 四拾八間半

但地面入組有之ニ付別紙絵図有

表ノ方南北八間半

建物有

東西六間半

表口 四間半六寸

裏行 拾五間壹尺五寸

式ヶ所

代銀四拾貫五百目 諸掛り物とも

但右家代買得高ツシサ、マ舟エシウ、也

内ツ、チ舟エシウ、元之助様へかしニ成ル

高直成物ニ付

残テツシ、サ舟、元方有物ニ立

宝曆十三癸未年二月廿四日

名前松野次郎兵衛

宗慶様御隠居所

元方へ引受 式ヶ所

一新町二条下ル町西側

表口

裏行

委細代付ノ口ニ扣有

安永三年午七月

名前森嘉右衛門

一東堀川通竹屋町上ル七町目 前持主近江屋しげ  
表口 六間卷尺四寸 式軒役

裏行 拾貳間

家屋鋪二土蔵式ヶ所代銀六貫五百目

外ニ樽代卷ノ夕、添一札アリ

明和八年卯十一月四日

名前越後屋兵七

此沽券状迄通并添一札共、今天保式年卯四月、出水三郎助様  
方竹屋町宅ニ残り有之候逆、元方へ御預ケ御座候故、此所へ  
記し、竹屋丁へ預り書差出し置候、尤元方浮物ニ候也

一高台寺門前下河原町東側 前持主升屋徳次郎  
表口 三間六寸 卷ヶ所 卷軒役

裏行 拾七間

代銀六貫目 (九百目) 外ニ諸懸り物ウ舟、

文政十亥年十月買得

名前越後屋茂助

(5丁空白)

式番之口

大坂有家沽券状之写

一大坂備後町四丁目北側家屋敷 売主田中喜平次  
代銀五拾貳貫目 卷ヶ所

外ニ別合力銀テ、有 (八貫目)  
表口 八間 (付箋)

裏行 式拾間

土蔵式ヶ所

右古券状 式通

喜平次一札 卷通

ノ三通

宝曆十一年巳七月 (五十二貫目)

「いせ方ノ内ニサシセ、」 (付箋)

一大坂江戸堀式町目浜地面 御公儀被仰付ニテ  
代銀四拾貫目 卷ヶ所

表口 拾五間ノ所 卷間口水汲場引

改拾四間口此度買請

卷間ニ付イセ舟ノ積り (一貫二百目)

代シカチ舟 (十六貫八百目)

又七舟シママ入エリン (二百十三匁三分七厘)

又セシツ舟マシチチ入ウリン (二十四貫百三十八匁八分九厘)

三口ツシイ舟サシセセ入カリ (四十一貫百五十二匁二分六厘)

内ツシ (四十貫目)

残テイ舟サシセセ入カリ (一貫百五十二匁二分六厘)

仲ヶ間出し (付箋)

但式軒役

名前田中喜平次

但名前預一札取之

元方鞆筒江入置

大元方「家有帳」(今井)

明和貳年酉十二月

(付箋) (四十一貫百五十目)  
「為取替内 ツシイノ舟サン」

名前八郎兵衛

一大坂尼崎町貳丁目北側家屋敷  
壳主 薄池又四郎  
沓ヶ所

代銀九拾貫目

三軒役

表口 拾四間半

裏行 貳拾間

沽券状 沓通

御名前越後屋三次郎

明和六年丑六月

一大坂京町堀四丁目 築地面

(付箋) 代銀貳拾五貫目 右八京町堀屋敷ニ付候地面故、

ヶ所数ニハ除ク

子霜月ノ

(付箋) 「いせ方 如斯」

一大坂過書町家屋敷

沓ヶ所

(7丁空白)

諸国入組

直打銀貳拾貫目 正徳四年年正月勘勘定ノ時  
一大坂高麗橋四町目 新兵衛居宅

表口

(余白書込み) 「享保四年亥五月ニ

裏行

名跡多助ニ被遣候」

直打銀八貫目 正徳四年年正月勘勘定ノ時  
一大津下八町店

表口 三間沓尺

裏行 拾八間半

(余白書込み) 享保六年丑極月中西宗助被下」

(貼紙) 一河州新田代 但水帳両替店有

代銀三百貫目

右新田代安永三年甲午秋季目録之上御割渡シニ成候事

(貼紙) 「東新田大久保様御領分

宛高五百九拾八石三斗七升一合

不残綿作

西新田 高槻御預り処

宛高貳百八拾貳石六斗八升沓合

右同断

中新田 小堀様御支配

宛高九拾八石八斗一升三合

右同断

右同処

宛高九拾九石貳斗八升九合

不残稻作

(3丁空白)

〔口取紙〕

宝永七年寅正月改

京有家并沽券状之写

直打銀百貫目 正徳四年正月惣勘定之時  
一油小路二条下ル町西側

一 表口 巷間壹尺壹寸 巷ヶ所  
裏行 四拾四間三尺

表ヨリ十六間行テ北江八間八尺九寸入有  
表ヨリ十四間五尺五寸行テ南江四間式寸入アリ  
但堀川へ四尺五寸ノ通路次有

代銀拾參貫目 名前八郎兵衛

元禄四年未十一月廿五日

一 表口 式間四寸 巷ヶ所  
裏行 拾四間五尺五寸

代銀式貫目 名前八郎兵衛

元禄四年未十一月廿五日

一 表口 巷間五尺八寸 巷ヶ所  
裏行 拾四間五尺五寸

代銀

〔貼紙〕  
一此売券状無之候、尋出シ可申候

右直打ノ内  
一二条通油小路西江入町南側

一 表口 五間八寸 巷ヶ所  
裏行 拾五間

代銀五貫八百目

元禄八年乙亥八月廿九日

鎗屋喜左衛門地所買足シ  
幅 式間半三寸五分  
長 七間半

代銀七百目

宝永元年申十一月十七日

右直打ノ内  
一油小路二条下ル町西側  
一 表口 三間半式寸 一ヶ所  
裏行 拾六間

代銀壹貫七百五拾目

宝永五年子七月二日

右五ヶ所并地所ノ買足共二何も宗竺居屋敷也

直打銀七拾貫目 正徳四年年正月惣勘定ノ時  
一中立売通三丁町北側

一 表口 拾式間余 一ヶ所  
裏行 式拾間余

代銀式拾貫目

元禄九年丙子九月晦日

名前八郎右衛門



西洞院ノ角

一 表口 五間  
裏行 拾五間 一ヶ所

代銀三貫六百目

元禄拾歳丑十月廿八日

名前八郎右衛門

右直打ノ内  
一 西洞院通中立売上ル讚州寺町東側

一 表口 五間卷尺式寸 一ヶ所  
裏行 拾六間式尺七寸

代銀五貫目

名前甚右衛門

宝永四歳丁亥九月二日  
右三ヶ所、庄之助居屋敷也

直打銀八拾貫目 正徳四午年正月惣勘定ノ時  
一新町通六角下ル西側

一 表口 八間式尺四寸式分 一ヶ所  
裏行 式拾八間卷尺五寸式分

表々十四間式尺九寸行テ北江四尺卷寸四分出屋敷アリ、

乾地尻ニテ南北三間卷尺、東西四間式寸式分欠ル、坤地  
尻ニテ式尺式寸五分西へ出屋敷アリ

代銀拾卷貫目

名前宗 寿

貞享三丙寅歳九月二日

一 表口 五間五尺六寸 一ヶ所  
裏行 式拾七間

但宝永六年丑六月廿一日升屋三右衛門屋敷相求、亀甲屋

市三郎屋敷と振替候間敷也

代金式百五拾両 是ハ升屋三右衛門家代

但活券状有

代金式百五拾両 是ハ右屋敷振替ニ付亀甲屋へ出ス

但証文アリ

宝永六年丑六月廿一日

名前阿替店手代平 助

右直打ノ内  
一 六角通新町西江入南側

〔貼紙〕 一此所明ヶ置候ハ、壽養様御住被成候所ノ壳状見へ不申候、  
尋出し此所へ記シ可申候

一 表口 卷間半 一ヶ所  
裏行 九間半卷尺七寸

代銀卷貫九百目 名前三郎 助

宝永元年申八月廿九日

一 表口 三間半三寸五分 一ヶ所  
裏行 九間半卷尺七寸

代銀五貫目 名前三郎 助

宝永元年申八月廿九日

〔貼紙〕 一右何ヶ所、八郎右衛門居屋敷也

直打銀百貫目 正徳四午年正月惣勘定ノ時  
一油小路通竹屋町上ル大文字町西側

一 表口 四間五尺七寸  
裏行 拾七間卷尺

一ヶ所

代銀拾貳貫三百目

名前万 之助

宝永元歲甲申十二月廿七日

東福川七町目方

一 表口 貳間三尺六寸

一ヶ所

裏行 貳拾間貳尺

但裏行與ニテ東西南北江段々出張地油小路大文字町突貫  
テ有之ニ付、兩町立會間尺相改、連判ノ繪圖別紙ニ認有  
之也

代銀貳拾貳貫七百目

名前万 之助

宝永元歲甲申十二月廿七日

右式ヶ所、宗利居屋敷也

直打銀七拾貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時  
一油小路通ニ条下町西側

一 表口 三間

一ヶ所

裏行 貳拾八間貳尺七寸

但裏ニ而入組有入ニ付、別紙繪圖有之

代銀貳拾貳貫目

名前八郎次郎

宝永五歲戊子八月十一日

一 表口 三間

一ヶ所

裏行 九間

代銀貳貫三百目

名前八郎次郎

宝永五歲戊子十二月廿三日

一 表口 三間  
裏行 拾四間

一ヶ所

代銀三貫八百目

名前八郎次郎

宝永五年戊子十二月廿三日

一 表口 三間

一ヶ所

裏行 九間

代銀貳貫三百目

名前八郎次郎

宝永六歲己丑四月二日

右四ヶ所、八郎次郎居屋敷也

直打銀八拾貫目 正徳四年年惣勘定ノ時  
一知恩院町下屋敷  
稻荷町

一八軒役屋敷

一ヶ所

巷反四畝八坪八分七厘

売券銀四貫目三分六厘

年貢式石八斗五升九合卷夕三才

夫役銀八拾目

外石二三升宛口米

名前三郎助

元禄十三歲庚辰十二月廿三日

東土町

一 表口 拾卷間

一ヶ所

裏行 拾七間

裏口ニ而貳拾卷間半

売券銀八貫目

大元方「家有帳」(今井)

年貢卷石四斗四升四合

夫役銀貳拾貳匁

名前三郎助

元禄十四歳辛巳七月八日

東古町

一 表口 五間 一ヶ所

裏行 貳拾間

売券三貫八百目

名前小鷹権兵衛

年貢

夫役銀

宝永貳年乙酉二月十九日

〔付箋〕 〔此所へ進町買足シ屋敷載せ可申候〕

稻荷町

〔付箋〕 〔東古町酒やノ地尻、此所へ寸間のせ可申候〕

右四ヶ所并酒屋ノ地尻共ニ下屋敷也

直打銀三拾五貫目 正徳四十年正月惣勘定ノ時

一 樵木町通三条上ル上大坂町

一 表口 六間五尺 一ヶ所

裏行 町並

但拾五間外ハ御年貢地

代銀拾五貫目

名前孫右衛門

元禄九年子十二月五日

改越後屋善吉

右年貢地高三畝三分ノ所、六斗三升三合

右者木屋町下屋敷也

直打銀三貫目 正徳四十年正月惣勘定ノ時

一 御室御門前

〔余白書込〕 一代新銀七百五拾目ニノ宗印様へ売払

裏町

表口 貳拾間

裏町

裏行 貳拾間

堅町

表口 拾間

裏行 拾間

名前十郎兵衛

宝永三年戊六月十六日

年貢

夫役

直打銀三拾貫目 正徳四十年正月惣勘定ノ時

一 室町通冷泉町東側

南方

表口 五間七寸卷分

裏行

拾七間四尺

北方

表口 式間貳尺五寸八分

裏行 拾七間四尺卷寸五分

名前源右衛門

元禄十五年壬午四月十六日

〔余白書込〕

一 右屋敷代銀五貫目ニノ、未極月關主善兵衛へ売払

直打銀百貫目 正徳四十年正月惣勘定ノ時

一 室町通冷泉町西側

表口 八間半卷尺五寸九分

裏行 拾八間卷尺卷寸

代金三百五拾兩

名前八郎右衛門

元禄十七歲申三月廿九日

〔余白書込〕  
〔此外二隣丸屋家、衣棚間口六間余裏行町並買足〕

直打銀三拾五貫目 正徳四千年正月惣勘定ノ時  
一室町通竹屋町上ル

表口 七間七寸

裏行 拾六間半

直打銀拾五貫目 正徳四千年正月惣勘定ノ時  
一寺内通北猪熊

表口 六間半卷小間

裏行 拾五間半

直打銀拾五貫目 正徳四千年正月惣勘定ノ時  
一二条通室町東江入北側 善兵衛居宅

表口 三間四尺九寸

裏行 拾五間式尺九寸

〔余白書込〕  
〔享保六年丑極月、閉主善兵衛被下〕

直打銀拾四貫五百目 正徳四千年正月惣勘定ノ時  
一室町葉師町東側 善次郎居宅

表口 四間卷尺卷寸

裏行 拾五間

〔余白書込〕  
〔享保六年丑極月、小林宗兵衛被下〕

直打拾貫五百目 正徳四千年正月惣勘定ノ時  
一同町西側 宗助居宅

表口 三間

裏行 拾九間

〔余白書込〕  
〔享保六年丑極月、中西宗助被下〕

直打銀三拾貫目 正徳四千年正月惣勘定ノ時  
一六角通柳馬場東へ入北側 治兵衛居宅

表口 四間卷尺

裏行 拾九間卷尺

外ニ地尻ニテ四間四尺ニ五間式尺余入込有

〔余白書込〕  
〔享保六年丑極月、松野治兵衛被下〕

直打銀式拾五貫目 正徳四千年正月惣勘定ノ時  
一東六条上珠敷屋町角屋敷

表口 拾四間六尺

裏行 拾五間

〔余白書込〕  
〔享保六年丑極月小林宗兵衛被下〕

直打銀式拾貫五百目 正徳四千年正月惣勘定ノ時  
一河原町蛸葉師下ル東側

表口 五間半

裏行 拾五間

〔余白書込〕  
〔享保四年亥五月ニ  
岡本伝右衛門江被遣候〕  
右之通正徳四年ニ巳暮迄大勘定ニ付、宗竺直打相改メ惣勘定ニ

入

一油小路二条下ル町側 但御用所南ノ方買足シ也

表口 式間五寸

裏行 拾式間式尺三寸

一ヶ所

大元方「家有帳」(今井)

代銀三貫目  
名前三郎助

正徳四年午五月九日求

但如此ニ相求候得共、所望屋敷故礼銀出銀ニ而

惣高金貳兩貳步

銀九ノ七百三拾六匁四分

午ノ春出シ切ニ成ル

一堀川通二条下ル町 但三郎助居宅油小路裏路次ノ南隣也

表口 三間三寸

巷ヶ所

裏行 拾四間五寸

名前三郎助

代銀六貫五百目

正徳五年未六月求

但三郎助居宅ノ内二条ノ方地尻  
買足地屋敷也

表口 貳間半四寸

巷ヶ所

裏行 七間貳尺貳寸

代銀壹貫八百目

右間数ノ内丑寅角ノ方  
表口 巷間半

裏行 表ノ溝石方三間

尤町役相添町中会所ニ永代譲リ申候事

享保元年申八月求

名前儀右衛門

直打銀五拾六貫目 享保貳年酉極月勅定ニ入  
一油小路通出水上ル大黒屋町西側

表口 九間三尺八寸貳分

巷ヶ所

裏行 貳拾巷間三尺貳寸

代銀五拾六貫目

享保貳年酉四月求  
名前治郎右衛門

右治郎右衛門居屋鋪也

一油小路通出水上ル大黒屋町西側 但宗八様南隣買足地屋敷也

表口 三間七寸三分

巷ヶ所

但地尻ニ而はじ三間貳尺六寸

裏行 貳拾巷間三尺一寸五分

代新銀壹貫貳百五拾目

名前次郎右衛門

享保四年亥十二月求 一油小路二条下ル町西側 但八郎右衛門様御居宅北隣買足家屋敷也

表口 貳間半

巷ヶ所

裏行 九間

代新銀壹貫百目

名前越後屋万次郎

享保五年子十二月ニ求

一西洞院六角下ル池須町東側

表口 八間貳尺貳寸

但南隣町家巷軒隔之南ノ方ニ、表口巷間五尺八寸

ノ入口有

裏行 三拾八間五步

但奥ニ而段々入組地有之ニ付、別紙ニ絵図有、西

六角町ニも表口三尺貳寸五分路次口有之

代新銀貳拾六貫目

享保六年丑四月求

一六角通西六角町南側

巷ヶ所

名前八郎右衛門

表口 卷間半四寸五分

裏行 拾六間五歩

但裏未申ノ方ニテ

南北三間五尺九寸

東西四尺三寸五分

出張地有

代新銀壹貫五百目

享保六年丑四月求

名前八郎右衛門

(余白書込)

「宝曆十三年未五月、代銀三拾枚野村文七江讓渡ス」

右式ヶ所宗竺隱居所也

一西洞院六角下ル池須町東側

卷ヶ所

但式軒役 表口 四間

裏行 拾貳間

代銀五貫目

享保九年辰六月求

名前八郎右衛門

一室町通竹屋町上ル町西側

式軒役

卷ヶ所

表口 四間

裏行 拾七間貳尺四寸

代銀三貫貳百目 (一貫目) 外ニ樽代銀イ、

享保五年子十二月五日求

名前中村金介

一衣棚通玉屋町東側

式軒役

卷ヶ所

表口 四間五尺九寸

裏行 拾五間三尺九寸

代銀貳貫三百目

享保五年子十二月五日求

名前中村金介

右式ヶ所糸店買足シ屋敷也、売券右之直段ニ候ヘ共、土蔵普請代込候テ、銀拾四貫目之直打ニして元方ヘ引請ル

一大宮通糸屋町屋敷

片木勘兵衛ノ年賦内濟ニ請取

(余白書込)

「享保十五年戌三月田宮弥七ニ売払」

(付箋)

代銀拾貫目

享保十二年未閏正月五日求

名前越後や弥七

但

大宮通芝大宮町西側北角

卷ヶ所卷軒役

表口 六間半八寸

代銀八貫目

裏行 拾九間

上立売通大宮西へ入硯屋町南側

卷ヶ所卷軒役

表口 三間半卷尺四寸五分

代銀壹貫目

裏行 九間

右式ヶ所糸屋町屋敷也

(付箋) 「但式ヶ所代銀九貫目ニ候得共、片木方拾ノ勿ニノ年賦内濟ニ相成候ゆへ、右之通拾ノ勿ノ直打ニ立ル」

日野屋店

一間町通二条下ル町西側

表口 拾貳間五尺五寸

大元方「家有帳」(今井)

裏行 拾五間

一東洞院二条下ル東側

表口 六間五尺三寸

裏行 拾五間

巽ノ方 幅 式間三尺七寸

奥行 七間

同地尻 幅 式間式尺五寸

奥行 卷間三寸五分

沽券七通有

右代銀三拾五貫目

享保十二年未七月

但來申正月ノ半季ニ銀八百六拾匁ツ、宿代受取申建

名前日野屋治兵衛

一高台寺門前下河原町

表口 七間式尺五寸

裏行 拾七間

地頭役有之

右裏行之内ニ而地尻東西式間  
南北六間式尺四寸年貢地

代銀四貫五百目

享保十四年酉十一月求

改延享五辰九月

名前越後屋方次郎  
改名前越後屋仁右衛門

一堀川通二条下ル町 但治郎右衛門地尻買足シ地屋敷也

南北 三間式尺五寸

東西 九間四尺卷寸

代銀壹貫目

享保十五年戌二月求

一高台寺門前下河原町 地尻買足地屋敷也

代銀貳百六拾式匁九分

東西 四間壹尺五寸

南北 西ニ而六間式尺四寸

東ニ而六間四寸

右坪合式拾六坪式合九夕

享保十五年戌十二月求

室町冷泉町本店買足シ

売主北脇

一衣櫛通堅大恩寺南半町東側

表口 四間壹尺貳寸

裏行 拾三間五尺九寸

代銀七貫目

売主金屋

一衣櫛通堅大恩寺町南半町東側

表口 七間五尺八寸

裏行 拾五間五尺

但地尻辰巳ノ方ニ而、東西八間四尺貳寸、南北壹尺五

卷ケ所  
町役なし

名前越後屋治郎右衛門

改延享五辰九月  
名前越後屋仁右衛門

名前越後屋方次郎  
名前越後屋方次郎

卷ケ所  
卷ケ所

名前越後屋八郎右衛門

三軒役  
卷ケ所

寸、南ノ方へ出張地有之候、別紙絵図有り

代銀拾三貫目

享保七年寅十月七日求

名前越後屋八郎右衛門

又売券之外ニ

銀拾貫目為樽代相渡

又名代動為祝義

銀三十枚差出ス

右ニケ所

代銀ノ三拾壹貫貳百九拾目也

内銀貳拾八貫六百目 元方出シ切致、本店へ渡

(余白書込)

一宝曆十辰七月 同町手前家統ノ西隣日野や五兵衛家屋敷  
と振替申ニ付此所消ス

一二条通油小路西入ル町南側 八郎右衛門二条ノ方買足し家屋敷

表口 貳間半七寸

裏行 拾四間四尺

代銀貳貫百目

享保十八年丑八月求

名前越後屋忠右衛門

一高台寺北門前鷺尾町北側西角 地屋敷下河原屋敷地尻也ケ所代

表口 五間六尺 地尻 六間壹尺四寸

裏行 東ニ而八間三尺六寸

西ニ而八間四尺貳寸

右坪數合五拾貳坪壹合九夕五才

壹坪代銀拾匁ツ、

代銀五百貳拾壹匁九分五厘

享保十八年丑八月求

名前越後屋万次郎

改延享五辰九月

名前越後や金右衛門

改名前越後屋仁右衛門

一二条通油小路西入ル町 八郎右衛門二条ノ方東隣買足地屋敷

表口 壹間貳尺三寸

裏行 三間

壹ケ所

代銀三百目

享保十八年丑十一月求

名前越後屋儀右衛門

一六角通新町西入ル六角町 八郎右衛門六角町之方西隣  
壹ケ所之買足シ家屋敷代

代銀四貫六百目

表口 三間半

裏行 拾六間六尺

但裏辰巳ノ方ニ而出張地有之、別紙ニ絵圖有り

享保十六亥七月求

名前越後屋弥兵衛

一中立売通小川南東角 元之助居宅家屋敷壹ケ所代

代銀拾壹貫目

但三軒役

但売券直段八貫目ト有之候へ共、掛り物打込、何かなし拾  
壹貫目ニ相求申候事

表口 拾壹間貳尺五寸八歩

但地尻ニ而八拾壹間四尺五寸

裏行 西方ニ而貳拾間壹尺五寸

裏行 西方ニ而貳拾間壹尺五寸



東方ニ而式拾間九寸

内地尻ニ而東西ハ表口之通

南北五尺通ハ惣路次也

享保十九年甲寅年二月求

名前日野屋治兵衛

一西洞院通竹屋町上ル田中町西側 家原治兵衛居宅卷ケ所

元文元年辰十一月

但古券請取置

一新町通六角下ル町西側 但八郎右衛門様南隣買足家屋敷

代銀拾貫目 卷軒役卷ケ所代

表口 三間五尺七寸

裏行 式拾七間三尺四寸式步

但土蔵四ヶ所

享保十七年子正月十二日求

名前三井三郎介

一新町通六角下ル町西側老軒役家屋敷 卷ケ所

表口 三間卷尺四寸

裏行 式拾七間三尺四寸式分

但地尻未申ノ方ニ而 東西式間式尺四寸四分

享保十七年子正月十二日求 南北式間式尺式寸五分欠地有之

名前越後屋市兵衛

一堀川通二条下ル町地屋敷 売主松永昌助 八郎次郎居宅地尻買足也

東西 九間 卷ケ所

但売券高ハ三貫目也、外ニ為樽代

南北 八間半

代銀五貫目

寛保貳年戌十二月廿四日求

名前越後屋八郎次郎

家原北隣 売主愛屋九郎兵衛

一西洞院竹屋町上ル田中町西側家屋敷 卷ケ所

〔余白書込ヨ〕 (十七貫目) 「宝曆十一年巳五月岩城清右衛門へ代銀シエ、ニ売渡ス」

表口 八間式尺八寸

裏行 式拾卷間五尺三寸

但土蔵三ヶ所有り

代銀拾八貫五百目 改宝曆六子四月十四日

外樽代金拾兩遺ス 名前越後屋長右衛門

寛保貳年戌六月廿五日求

八郎右衛門二条方買足シ也 一二条通矢幡町南側地屋敷

売主吉野屋伊右衛門 卷ケ所

表口 三間四尺三寸

裏行 拾四間五尺三寸

代銀拾貫目

外二樽代銀拾卷貫五百目渡ス

寛保貳年戌月廿四日求 名前越後屋義右衛門

元八地尻買足也

一西洞院齋州寺町東側家屋敷 卷ケ所

表口 拾間卷尺式寸

裏行 拾五間五尺四寸 土蔵卷ケ所共 但式軒役

式貫目相渡、掛り物之綾ニ而如此

代銀七貫五百目

延享元年子極月立売々買ニ立 名前越後屋勘介

八郎兵衛南隣買足シ、此度元方引請ニ成  
一油小路通大黒屋町西側地屋敷 沓ヶ所

表口 五間三尺沓寸七分

但地尻ニテ幅五間式尺四寸五分

裏行 式拾沓間三尺六寸五分 但式軒役

代古銀三貫目

但式割半増七百五拾匁八郎兵衛様渡

享保七年寅六月三日求 名前三井宗八

売主日野や三郎介

京式番之口前ニ有

〔口取紙〕  
〔大坂〕

宝永七年寅正月改

大坂有家并沽券状之写

一高麗橋沓丁目南側

一表口 六間半三尺式寸

裏行 式拾間五尺

代銀式拾三貫目

元禄三年庚午八月七日

沓ヶ所

名前次郎右衛門

一表口 式間五尺

裏行 式拾間五尺

代銀六貫五百目

元禄八年乙亥三月十八日

右式ヶ所一所ニ致普請、呉服店・木綿店相渡置

一ヶ年分宿賃金百兩

一本鞆町北側

一表口 式間

裏行 拾三間三尺

外ニ裏西ノ方東西式間、南北三間半、一小間入地有

代金六拾兩

元禄十六歲癸未三月十一日

右一ヶ所者呉服店持分 但地尻也

宿賃右百兩ノ内

一高麗橋三丁目北側中橋筋角

一表口 九間半三寸五分

裏行 町並 裏幅 八間五尺九寸

代銀三拾八貫目

宝永三歲丙戌十二月九日

右一ヶ所兩替店相渡置

一ヶ年宿賃金五拾兩

〔付箋〕  
〔三十貫八目〕  
一為取替之内則マシチア、ニ而在

沓ヶ所

名前次郎右衛門

家守重右衛門

沓ヶ所

名前八郎右衛門

〔付箋〕

沓ヶ所

名前八郎右衛門

家守重右衛門

大元方「家有帳」(今井)

合 金六拾両

銀六拾七貫五百目

一平野町筋善左衛門町屋敷

(余白書込) 享保八年卯六月、代新銀七シセサ舟、ノノ田牧藤兵衛へ

〔文政十年亥二月売払 委細寄会帳記ス〕

売渡ス

表口 九間

裏行 貳拾間

代銀七拾五貫目

正徳四年甲午五月朔日

一高麗橋巷町目北側 巷ヶ所

表口 六間半巷尺六寸

(付箋) 裏行 西四間ハ式拾間半三寸

東式間半巷尺六寸口ハ式拾間半

代銀五拾四貫目

外ニ金三拾匁權代

正徳四年午三月求

但午ノ秋々目録有物ニ立

(付箋) いせ方 此口と見テ エシチサ舟

惣高

金六拾両

銀百九拾六貫五百目

但新金ニノ三拾両

新銀ニノ四拾九貫百貳拾五匁

(付箋) 一江戸堀式町目南側

表口 拾五間

裏行 貳拾間

代新銀三拾巷貫六百貳拾五匁

享保六年丑五月求

〔文政十年亥二月売払 委細寄会帳記ス〕

名前八郎右衛門

一桃町北側

表口 拾九間

裏行 拾四間

代新銀貳拾四貫目

改式拾巷貫目

享保六年丑五月求

右式口合巷ヶ所也

惣合新金三拾両

新銀百四貫七百五拾目

丑七月十四日勘定ニ入

家數六ヶ所

大坂呉服店買足シ地屋敷之寛

一高麗橋巷町目南側八百屋町角

表口 十間半巷尺九寸

裏行 貳拾間五尺

但三軒役

裏幅 九間半四寸

代銀三拾貫目

享保九甲辰十一月求

右ノ内

表口 六間卷尺六寸

裏行 式拾間五尺

裏幅 五間半式寸五分

代銀式拾貫目

如此大塚屋智光へ振替ニ渡ス

引残り

表口 四間半三寸

裏行 式拾間五尺

裏幅 四間卷寸五分

代銀拾貫目 此方屋敷也

〔余白書込〕  
〔此地屋敷老ケ所、寛保元年酉秋代文銀シセメサ舟ニして福

田久右衛門へ売払、代銀請取、則酉秋目録入〕

一高麗橋老町目南側

表口 式間半卷尺五寸

裏行 式拾間五尺

代銀七貫五百目

享保九甲辰十一月十五日求

舟橋屋四郎右衛門ノ買  
老ケ所

但老軒役

名前八郎右衛門

名前橋井利兵衛

一高麗橋老町目南側

表口 六間卷尺六寸

裏行 式拾間五尺

代銀式拾貫目

享保九甲辰十二月求

但右此屋敷売券ハ拾五ノ奴ト有之候得共、屋敷振替ニ致、

両方ノ売券状取遣り致候ニ付、歩一ノ訳ニ而売券下直ニ致

させ申候事

右之通呉服店買足シ也

一平野町屋敷

代銀百式拾貫目

享保十三年申八月求

但平野町老町目橋詰西北角ノ浜

表口 拾間六尺式寸

裏行 拾七間八寸

同北側

表口 拾間

裏行 式拾間半

同老町目筋北東ノ角

表口 四間半

裏行 式拾間半

右三ヶ所老屋敷也

大塚屋智光ノ買  
老ケ所

但式軒役

名前庄之助

売主加賀屋のふ  
老ケ所

〔付箋〕

名前八郎右衛門

但老役

但老役

但老役

大元方「家有帳」(今井)

但売券直段百拾貫目候得共、実八百式拾貫目也、掛り物之  
綾ニ而如此

〔付箋〕  
〔百二十貫目〕  
〔為取替之内則舟セシメ也〕

一 梶木町

売主家原  
巷ヶ所

代銀拾五貫五百目

享保十六年亥春求

表口 七間七寸貳分

但巷軒役

名前大和屋治兵衛  
改清藏

〔付箋〕

〔付箋、断片〕  
〔為取替〕  
如□□

一 大川町

売主家原  
巷ヶ所

〔余白帶込〕  
〔明和四年亥十月、伊達和泉守様御蔵屋敷ニ御所望ニ付、御  
譲り渡〕

代銀三拾三貫五百目

享保十六年亥春求

表口 七間五尺五寸

但巷軒役

名前大和屋治兵衛  
改清藏

一 斎藤町

売主伊丹中ノ町升屋九郎左衛門  
巷ヶ所

文銀也代銀百五拾三貫目

元文式年丁巳八月廿一日求

巷役一表口 七間半三寸

裏行 式拾間半

名前越後屋宗清

〔付箋〕

式役一表口 三拾三間 裏行 式拾間  
巷役一表口 拾間五尺四寸 裏行 三拾六間四尺六寸  
裏幅 式間巷尺式寸

合三ヶ所内巷ヶ所ハ地尻屋敷 但絵図之表

東八横町、西八町境横町也

〔付箋〕  
〔為取替内此直段也〕

一 高麗橋巷町目南側

売主川崎屋彦兵衛  
巷ヶ所

文銀也代銀六拾貫目

元文式丁巳十二月求

表口 拾三間

裏行 東拾間口ハ式十間半式尺七寸五分

西三間口ハ式拾間半巷尺七寸五分

但裏幅拾四間巷尺五寸

伝蔵居宅成

一大坂備後町五町目家屋敷

代銀四拾四貫三百目

表口 拾間

裏行 式拾間

寛保元年酉四月廿九日求

名前八郎右衛門

家守八木太右衛門

一玉水町家屋鋪 売主錢屋忠兵衛 巷ヶ所

代銀六拾貫目

表口 式拾貳間貳尺

裏行 平均拾四間

但老軒役

土藏貳ヶ所

但西ハ白子町境

南ハ白子裏町ノ境

東ハ大道也

延享元年子五月求

〔いせ方為取替之内〕

此二口合エシマベカ舟チシ、

(七十三貫六百八十目)

名前大和屋喜兵衛

改清藏

一玉水町家屋鋪浜屋敷也

代銀拾三貫六百八拾目

表口 四間四尺

裏行 東西平均七間

但西ハ白子町境

東ハ大道也

延享元年子五月求

右式ヶ所老屋鋪也

売主中津屋喜兵衛

巷ヶ所

名前大和屋喜兵衛

改清藏

兩替店流レ込元方へ請進ス

一京町堀四町目家屋敷 売主赤穂屋次郎右衛門 巷ヶ所

〔付箋〕 代銀百六拾貫目

表口 三拾四間

裏行 式拾間

但五軒役

右沽券なし、屋敷絵図有、京兩替店証文有

寛延貳己巳年正月請込

〔いせ方斯之通〕

名前次郎右衛門

一高麗橋一町目北側

売主泉屋光月 巷ヶ所

代銀七拾貫目

表口 九間七寸

裏行 式拾間貳尺

但老軒役

但裏幅八間貳尺貳寸

宝曆四甲戌年十二月求

右家屋敷間敷之内半分通り仕切、宝曆六年子六月同町南側香

具屋伝右衛門居屋敷と振替申ニ付、代銀指引左之通

右之内

表口 四間半三寸五分

裏行 廿間貳尺

但半役

裏幅四間巷尺巷寸

代銀廿五貫目ニ香具屋伝右衛門江売渡ス

又銀拾貫目 此度出シ切ニ成

但残り屋敷代銀有物高直ニ相成申ニ付如此

残テ

表口 四間半三寸五分

但半役

裏行 廿間式尺

裏幅四間卷尺卷寸

代銀三拾五貫目 家代有物ニ立ル

売主番員や佐右衛門

卷ヶ所

一同町南側

代銀貳拾五貫目

表口 三間

但卷軒役

裏行 廿間半卷尺七寸五分

宝曆六年子六月相求

名前源 右衛門

此外右振替屋敷懸りもの惣高セシメ舟サシカエ入也、都合銀  
(三十貫百五十六匁七分)  
マシメ舟サシカエ入此度出し切ニ成

売主助松屋三郎太郎

卷ヶ所

一新鞆町

代銀五拾五貫目

但三軒役

表口 拾四間七分五厘

裏行 東七間半一小間口八十七間四尺

中三間五尺三寸口八拾七間三尺

西式間式尺九寸口八十七間六寸

裏巾拾七間式寸

土蔵三ヶ所

宝曆六年子五月七日求

名前源 右衛門

大坂式番之口前ニ有

(口取紙)  
〔伊勢〕

直打銀貳拾四貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時

一松坂本町角屋鋪両家

直打銀六貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時

一松坂紺屋町屋鋪

(余白書込)享保貳年酉八月代金百兩ニ売払

同年極月勘定ニ入

直打銀五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時

一松坂新座町下屋敷

直打銀拾貳貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時

一山田下中江店

(余白書込)但店仕舞候節大分之不足銀

表口 六間

ゆへ、此家売立残銀宗助方

裏行 拾壹間

へ勘定相済ス

一松坂魚町

売主三井猪之介

卷ヶ所

表口 四間式尺

裏行 式拾貳間半

代金六拾兩 外ニ金四拾兩願ニ付合力遣

金三兩 分一

享保十七年子十二月求

名前八郎右衛門

一松坂本町西側家屋敷

売主三井助三郎  
卷ヶ所

表 八間半

裏行 町並

代金百兩

寛保貳年戌五月求

名前三井八郎右衛門

三井則右衛門

本町西側

一松坂元亭屋鋪隣屋敷

売主須賀屋九郎左衛門  
卷ヶ所

表口 五間

裏行 町並

土蔵式ヶ所

代金五拾兩

名前三井八郎右衛門

延享三年寅五月求

〔裏表紙〕  
〔大元方〕